

平成28年第1回東大和市議会定例会会議録第3号

平成28年2月29日（月曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（3名）

事務局長 関田新一君
主事 須藤孝桜君

議事係長 尾崎潔君

出席説明員（30名）

市長 尾崎保夫君
教育長 真如昌美君
企画財政部参事 田代雄己君
総務部参事 鈴木俊雄君
子ども生活部長 榎本豊君
環境部長 田口茂夫君
学校教育部長 阿部晴彦君
社会教育部長 小俣学君
職員課長 原島真二君
産業振興課長 乙幡正喜君

副市長 小島昇公君
企画財政部長 並木俊則君
総務部長 北田和雄君
市民部長 広沢光政君
福祉部長 吉沢寿子君
都市建設部長 内藤峰雄君
学校教育部参事 岡田博史君
総務管財課長 中野哲也君
総務部副参事 廣瀬裕君
市民部副参事 小川泉君

子育て支援課長 高橋宏之君
障害福祉課長 小川則之君
環境課長 関田孝志君
環境部副参事 長瀬正人君
社会教育課長 村上敏彰君

市民生活課長 田村美砂君
健康課長 志村明子君
ごみ対策課長 松本幹男君
学校教育課長 岩本尚史君
中央公民館長 尾又恵子君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時29分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（関田正民君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 皆さん、おはようございます。12番、自由民主党の蜂須賀千雅でございます。平成28年第1回定例会に当たり、通告書に従い一般質問させていただきます。

まず1番といたしまして、受動喫煙防止対策についてお伺いをいたします。

①といたしまして、他の自治体を含む現状について。

②といたしまして、課題について。

③といたしまして、今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、2番といたしまして、新入職員への消防団入団研修及び消防団員の永年勤続表彰についてお伺いをいたします。

①といたしまして、他の自治体を含む現状について。

②といたしまして、課題について。

③といたしまして、組織化を含む今後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、3番といたしまして、うまかんべえ～祭についてお伺いいたします。

①といたしまして、現状について。

②といたしまして、課題について。

③といたしまして、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

以上でございます。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願いをいたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、受動喫煙防止対策の現状についてであります。市では平成27年3月に策定いたしました東大和市健康増進計画に基づき、喫煙や受動喫煙が及ぼす健康への影響について、市民の皆様には正しい知識を持っていただくため、健診や健康教室、行事等のさまざまな機会を捉え、普及啓発に努めております。また、本市を含めた東京都多摩立川保健所管内の6市におきましては、妊娠届け出時のアンケートで、喫煙状況の調査を実施し、必要に応じて禁煙や受動喫煙防止の助言指導を行っております。

次に、課題についてであります。市といたしましては市民の皆様には喫煙や受動喫煙が及ぼす健康への影響

について正しい知識を持ち、禁煙や受動喫煙の防止など、適切な行動をとっていただけるよう普及啓発を進め、禁煙しやすい環境の整備を図っていくことが課題であると考えております。

次に、今後の取り組みについてであります。東京都多摩立川保健所を初めとした関係機関と連携を図りながら、市民の皆様への普及啓発に努めるとともに、健康教育等を通じた受動喫煙防止対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、新入職員への消防団入団研修の実施についての状況であります。現在、市では新規採用職員への消防団入団に関する研修は実施しておりません。しかし、新規採用職員研修におきまして、理事者の講話や職員課が担当するカリキュラムにおいて、地域ボランティアとして消防団への加入を勧めております。また、周辺市の状況についてであります。新規採用職員に対して消防団入団に関する研修を実施している事例はございませんでした。

続いて、消防団員の永年勤続表彰の現状についてであります。現在の東大和市消防団員表彰規程では、10年から5年ごとに25年までの永年勤続表彰を実施しております。他市におきましても、おおむね同様な表彰規程となっております。

次に、新入職員への消防団入団研修の実施についての課題であります。消防団入団研修を実施するに当たっては、研修の受け入れ先の消防団の意向を確認する必要があります。また、職業を持ち、ボランティアで活動を行っている消防団が、通常の訓練のほかに新たな業務が負担増にならないか、慎重な検討を要すると認識しております。

続いて、消防団員の永年勤続表彰の課題についてであります。永年勤続表彰は消防団員が団務に精励し、成績が特に優秀である者を表彰しております。消防団員の中では、勤続年数が30年を超える団員も出ており、団員の高齢化が課題となっております。

次に、新入職員への消防団入団研修の今後の取り組みについてであります。新規採用職員研修で消防団の必要性や活動内容を紹介する時間を確保することで、地域ボランティアとして消防団活動の重要性を訴え、加入を促してまいりたいと考えております。

続いて、消防団員の永年勤続表彰の今後の取り組みについてであります。現在の東大和市消防団員表彰規程では、10年から5年ごとに25年までの永年勤続表彰を実施していますが、団員の高齢化や士気の高揚のために表彰規程の見直しを検討してまいりたいと考えております。

次に、うまかんべえ～祭の現状についてであります。まず観光イベントといたしましては、交流の促進とにぎわいの創出という点において、一定の成果を上げているものと考えております。また、地域活性化に向けた御当地グルメの開発という点では、地域住民と事業者の協力により、地産品を生かした多くの創作メニューが考案されており、今後の商品化に向けた取り組みに期待を寄せているところであります。

次に、うまかんべえ～祭の課題についてであります。特色ある地域資源や地域における既存の取り組みを生かした事業として、活気のあるまちづくりに高い効果を発揮すること。また、地域主体の活動として、その自立性を高めていくことが課題であると考えております。

次に、うまかんべえ～祭の今後の取り組みについてであります。うまかんべえ～祭は地域住民の交流と当市の魅力を食文化を生かした観光事業として成果を上げているところでありますが、今後さらなる地域活性化が図れるよう一層の活用に取り組んでまいりたいと考えております。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 御答弁いただきまして、ありがとうございました。

ごめんなさい。先ほど壇上で、消防団の関係の具体的な質問のところの「③今後の取り組みについて」ということが正しいことで、ちょっと壇上で違うことを言ってしまいましたね。ごめんなさい。「③今後の取り組みについて」ということで、御訂正いただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告の受動喫煙防止対策についてということで、御質問させていただきたいというふうに思います。

まず、たばこの煙ですね、受動喫煙ですから。たばこの煙には、約4,000種類の化学物質、それから約200種類の有害物質、また60種類以上の発がん性物質が含まれているというふうに言われています。喫煙する人が吸っている煙だけではなく、たばこから立ち上る煙、また喫煙者が吐き出す煙にも、ニコチンやタールはもちろんのこと多くの有害物質が含まれており、本人は喫煙しなくても身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうことを受動喫煙というふうに言います。また、国立がんセンターの研究では、受動喫煙による肺がんや虚血性心疾患によって、年間約7,000人近い方が亡くなっているという報告があり、健康の影響は非常に深刻であるというふうに言われています。

最近の世界的な動きとして、公共の場所や職場での禁煙化が法的な規制のもとで進んでおりますが、その効果として規制後、間もなく急性心筋梗塞や、ぜんそく等の呼吸器系疾患による入院が大幅に減少したというふうにも報告をされております。2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、国や東京都の受動喫煙防止対策についての動きの詳細と、またそれを踏まえて東大和市としてどのような認識を持ち、捉えているかということ、まずお伺いをさせていただければというふうに思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま御質問ございました2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けての現在の国の動き等でございますが、国の動きでございます。まず政府のほうは、平成28年1月25日に内閣官房副長官を座長とする受動喫煙防止対策強化検討チームを発足させて、首相官邸にて初会合を開催したということでございます。

この内容でございますけれども、関係省庁と、あとメインの会場となります東京都の課長級で構成するワーキンググループを設置するというので、会議が既に開かれたということでございます。それを受けまして東京都のほうでも、そのワーキンググループの中で、検討をこれから開始するというのでございます。

市におきましては、これらの情報収集に努めるとともに、先ほど市長から御答弁いただきましたが、東京都多摩立川保健所等とも連携、協力して、引き続き未成年の方、それから妊婦等、若年層の方に重点を置いた個別支援による受動喫煙防止対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

インターネットの市場調査の中で、一般の方に、約5,000人近くネットリサーチをした中に、生活していく中で不快に感じる迷惑行為はという中で、さまざま電車のマナーだとか、公共施設での携帯電話だとか違法駐車とかある中で、歩きながらの例えば喫煙であったり、公共の場所での喫煙マナー、それからたばこの吸い殻ポイ捨てというのが、毎年、長い期間、全体の約半分以上が大変に不快に感じる迷惑行為だということがいつも言われております。

今部長のほうからもお話ありましたが、公共施設等の現状も少しお伺いできればと思います。現状の公共施設の取り組みと課題ですね、また今後の取り組みの予定等ありましたら教えていただければというふうに思い

ます。

○総務管財課長（中野哲也君） 公共施設等の取り組み、課題、それと今後の取り組みということでございますが、本庁舎を一例としてお話をさせていただければと思います。

庁舎内に設置しておりました喫煙所につきましては、耐震工事にあわせて全て撤去をしております。11月7日から庁舎内では全面禁煙といたしております。現在、喫煙所につきましては、庁舎外に設置した2カ所のみとなっております。

課題でございますが、屋外に設置した喫煙所から、たばこの煙やにおいが流出するといったことが、課題となっております。

最後に、今後の取り組みということでございますが、庁舎内は全面禁煙となっておりますことから、庁舎外の喫煙所等での喫煙マナーの向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今、庁内は全面禁煙ということになっておりますが、庁舎外に今、耐震工事中ですので、東側と西側ですかね、設置されてるというふうに思いますが、ごめんなさい、耐震の後は、議会の入り口、入るところに前はあったと思うんですが、またお戻しになるのか、それともほかに計画があるのか、ちょっと急で、教えていただければと思います。

○総務管財課長（中野哲也君） 耐震工事後の喫煙所の場所でございますが、今回、庁舎内の喫煙所は全て撤去いたしましたので、耐震工事後も庁舎内の喫煙所はなくなるということです。現在、今仮囲いで、福祉のほうのロビーの前の軒下の部分に昔、前に喫煙所を設置していたのと、市民ロビーの前の軒下というか、ピロティエのところに喫煙所を設置しておりましたが、そこが仮囲いとれますと復活しますので、その2カ所ということで、今後、喫煙所のほうを設置していくということになっております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

仮囲いがとれた後、耐震工事が終われば、外の2カ所ということでやられるということですので、煙の流出の対策を何かお考えいただきたいということが1つと、時間によっては、お昼も含めてお若い職員さんたちも結構いらっしゃるので、少し騒いでいる方もいらっしゃるので、多分これが、先ほど言われた喫煙所のマナーのことだというふうに思いますので、部長さんたちが一緒に吸われているときは非常にぴりっとして、部長さんたちが多分いい講話か何か開きながら、私、お酒飲めないんですけども、酒の席ってノミネーションとっていろんな話が進むことあるんですが、たばこの場所も非常にいろんな話を聞かしていただく場だということちょっと伺ったことがあって、ぜひそういうところも、部長さんたちがいるいないにかかわらず、マナーを持って喫煙していただきたいということの告知だけをちょっと、ぜひ引き続きお願いしたいというふうに思います。

あと26市町村の路上喫煙の条例や要綱、禁止区域などさまざま、うちの市はないんですが、取り組みをされてるところがあると思いますが、そのあたりを踏まえて東大和市における現状と課題と今後の取り組みがあれば、教えていただければというふうに思います。

○環境課長（関田孝志君） 26市における条例等の制定につきましては、環境美化、歩行者への安全確保を趣旨に、16市で実施しているところでございます。これは条例に限らず、要綱というような形のところもございま

す。場所としましては、駅前付近を中心に禁煙区域を設定すると。また、そのうち10市につきましては、指導員などを配置して制度の徹底を行っている。中には過料というような形で、お金をとるといふようなところの実態もございます。

効果としましては、やはり喫煙場所以外でのポイ捨てが減ったとか、歩行者の歩行喫煙の人数が減った、マナーの向上が図られた、受動喫煙防止などでございます。

東大和の対応につきましては、今後そういったこともございますが、まずは一人一人の喫煙マナーの向上というところを主眼に置いてございます。環境市民の集いですとか産業まつり、たばこ組合と協力しながら、マナーの向上を訴えているということで、それをまた引き続きつなげていきたいというふうを考えてございます。以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

恐らく今後、先ほど福祉部長からもお話ありましたとおり、1月に閣議のほうでさまざまな取り組みが、総理官邸のほうであったということでお伺いしております。検討チームのほうですね。また、2020年のほうの東京オリンピック・パラリンピックの関係で、恐らくこちらの議論も進行していく中で、条例なのか、それともさらに各自自治体における取り組みというものが望まれてくるかと思いますが、このあたり条例制定の今現在のお考えと、条例制定を行うに当たってのメリットとデメリットも当然検討されてるといふふうに思いますが、そのあたりを教えていただければというふうに思います。

○環境部長（田口茂夫君） 当市における条例等の制定等ということでございます。先ほど課長からお話がありましたとおり、現在、内部では一部そういった検討はしておりますけれども、現状では条例制定よりも一人一人のマナーアップというところで、実施をしているというところでございます。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、こちらに向けて、国においても、先ほど福祉部長が答弁したように議論が始まっている。

また、東京都におきましても、27年5月に東京都の受動喫煙防止対策検討会のほうで、まとめという形のものを作成してございます。その中には、東京都におきましても、2018年までに条例化について検討を行っていくというふうなお話もございます。こういったところの情報収集をしていながら、市といたしましてもどういった形で市民の皆様方の健康を守っていけるかということも含めまして、検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

国会のほうでも、受動喫煙、オリンピック・パラリンピックに向けて受動喫煙防止法を実現する議員連盟ということで、26年の年末にできて、当然さまざま動きがありますので、受動喫煙に関するマナーの我が市としては向上ももちろんですが、恐らくそう遠くないうちに、この他さまざまな取り組みをしてくださいということで、オリンピック以降ですかね夏の、そのあたりから始まってくるんじゃないかなというふうに思いますので、恐らく費用等、そういったものを周知する費用とかですね、デメリットの部分でいえば、指導員、また清掃の配置等で多額の費用もかかる部分もあろうかと思いますが、迅速に御対応いただけますよう、そのあたりはぜひお願いしたいというふうに思っております。

また、あわせて労働安全衛生法の改正がありまして、中小企業事業主様の受動喫煙防止対策助成金というものがあることを私も知ったんですが、このあたりは商工会を通じて問い合わせがあれば、事業者さんには公表しているのかもしれませんが、少し御詳細を御説明していただければというふうに思います。

○市民部長（広沢光政君） それでは、中小企業様が対象ということでございますので、私のほうから御答弁さしあげたいと思います。

今御質問者のほうからございましたこの助成金の制度でございますけれども、中小企業事業主によります職場におけます受動喫煙防止のための施設ですとか設備、こういったものの整備に対しまして補助金を交付するというものでございまして、事業場におけます受動喫煙防止対策を推進するということを目的としているということでございます。

この助成金でございますが、こちらにつきましては厚生労働省が実施しているものでございまして、中小企業事業主の方が申請窓口となっております東京都の東京労働局の健康課、こちらのほうに直接交付申請を行うような制度の内容となっております。現在、厚生労働省等のホームページで御案内をしているところでございますけれども、市役所におきましてはリーフレット等を含めた形の中での配布等なども、今現在行っていないという状況でございます。

ちなみに、東京都のほうに確認をさせていただきましたが、当市においてこの制度を活用した実績というのは、今のところなしということでお話を伺ってございます。

この助成金そのものについて、お問い合わせ等がございました際には、産業振興課のほうに窓口になって、今お話しした東京都等の御案内をしていくというふうに考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

上限200万円ということで、この補助金があるというふうに言われています。大変事業所が複数ある場合でも、個々の事業所に申請可能だったり、テナント出店の場合でも、施設関連者の承諾が得られれば申請ができたり、さまざま受動喫煙に対する中小企業の取り組みも支援していこうということで、こういったものもありますので、何かの公表の際には、ぜひ一言、申し添えていただいて、こういったものがあるということでお話を、産業振興課のほうを通じて、ぜひ窓口になって、御紹介を積極的にしていただければというふうに思います。そこは、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、受動喫煙ですので、妊産婦や子供を含む健康被害を含めた市民への情報提供がすごく大事じゃないかなというふうに認識をしております。そのあたりを少しお伺いできればというふうに思います。

先ほど冒頭にもお話ありましたとおり、本人が吸わなくてもヘビースモーカーの夫を持った女性では、肺がんの死亡リスクが約2倍になるというふうに報告をされています。また、虚血性心疾患のリスクも約3割上昇、さらに受動喫煙は子供の呼吸器疾患や中耳炎、また乳幼児突然死症候群を引き起こすことが指摘されており、妊婦やその周囲の人の喫煙によって、低体重、早産のリスクも非常に高まるというふうにWHOの話でも、見解でも言われております。このあたり含めて、まず情報提供が今現在どのようにされてて、啓発活動の予定等ありましたらお教えいただければというふうに思います。

○健康課長（志村明子君） 市民の方への情報提供についてでございます。まず、肺がん検診や健康のつどいなど、行事や検診等のあるときを活用いたしまして、肺がんの模型を使った展示をしております。そのほかCO₂といって、一酸化炭素濃度を市民の方の呼気を実際測定して、どの程度、その方の肺が汚れているかといったような、CO₂測定といったものも場合によっては実施して、実際体験して理解していただくというような、そういった情報提供のほうをしております。

また、啓発についてでございますけれども、特に妊娠中の妊産婦さんや、また小さなお子さんを育児している

子育て家庭においてを重点的な対象といたしまして、乳幼児健診や妊娠届け出時に、アンケートで喫煙をしているかどうか、また同居家族に喫煙をなさる方がいるかどうかを確認し、そういった回答が得られた方に関しましては、禁煙や受動喫煙防止等についての助言を行っております。両親学級におきましても、喫煙が胎児に及ぼす影響等について、一部講話の中に取り入れて啓発に努めているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今課長からもさまざまお話ありました。東大和市健康増進計画の中でも、育児期間中、3～4カ月の父親の喫煙率が現状30.1%ということで数字が出ておりました。平成32年の目標として、24%ということになっていくというふうに思います。母親のほうは2.7%ですね。これを0.2%の目標にするということで記載があったことも確認をさせていただきました。

愛煙家の方も含めて、必ず当然配慮は必要だという認識はもちろん持っております。ただ、意外に多いのは、たばこを吸う方、実はやめたいんだよなという方も多いというふうには伺っております。こういった受動喫煙の世界的な流れが当然ある中で、オリンピックが近くなってくると、よりこういうお話が出てくるという認識をしております。実はやめたいという方が大変多いというふうに言われている中で、社会の模範性じゃないですけどね、ぜひ自治体から、例えば月1回、市役所から禁煙デーを設けてやってみるとか、たしか5月の下旬によく禁煙デーみたいのありましたよね。そういった取り組みを積極的にやってみるお考えみたいのはあるのかなのか。あるのかなのかという言い方はちょっとあれですね。そういったお考えも含めて、取り組むことを御検討していただける余地はあるのかどうかだけ教えていただければというふうに思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 先ほど来、御答弁させていただいておりますけれども、今国のほうが東京都とともに検討のワーキンググループなども始めて、たばこの受動喫煙対策等、強化のための法整備ということで、これからさまざま、例えば健康増進法を初めとした関係法の改正とか新しい法律の制定、そういったことによる規制の強化ということも検討されてるということで、早ければことしの秋にでも、場合によっては法案の提出を目指すというような報道もされてるところでございます。私どもといたしましては、そういった情報収集に努めて、まずはそういったところでの国の動きと受動喫煙の防止というようなことで、庁内のさまざまな関係部署とともに、検討等をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

東大和市も、この後、来週あたり予算委員会が始まりますが、貴重なたばこ税の記載もございました。この税も当然大切であります。喫煙者は後々、ならない方もいらっしゃると思いますが、健康を損なわれた場合、当然働けなくなります。それで医療費が上がりまして、また火災等でも寝たばこだったり、そういった原因で火災になるケースもあるというふうに思います。

また、同僚の今監査委員をやってる押本議員もよく質問されてましたが、勤務時間中の喫煙時間のロスの部分というのは、いついかなる職場でも言われる部分であると思いますが、この税をいただく金額に比べて損失部分というのが大変大きいというふうに言われている部分が多いので、ぜひこのあたり秋口に法案の意向があるということですので、さまざまな面で、吸う方の権利ももちろん大事ですが、実はやめたい方も大変多くて、保健センターさんのほうで肺がんの模型ですかね、ああいったものを使ってやっていただいたのはすごくリアルでありますし、吸っている方にも、特に職員の方を通じて、やめたい方が多いという認識の中で、さまざま

な情報提供をぜひ周知をしていただいて、この受動喫煙対策に取り組んでいただきますようお願いをしたいというふうに思いますので、ぜひ私としてはこのあたりは強く最後要望させていただきたいと思いますが、何かもし最後にあればお伝えいただければというふうに思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 私どもの——特に私の担当部といたしましては、やはり健康を所管しておりますので、そういった健康増進という観点とか、妊婦や子供たちの成長といった視点からは、やはりこういった受動喫煙防止というものが、さらに推進されるということが望ましいというふうに考えております。

ただ、先ほど議員がおっしゃったようなそのほかの関係機関、例えば飲食店とか規制強化により喫煙者の方の足が遠のくことにより収入が減ったりとか、中小の飲食店には大きな負担になることも想定されるとか、そういったことも言われておりますので、市といたしましてはさまざまな面からの部分で、こういったことについていろいろと情報収集をしながら、さまざまな方々からの意見も聞きつつ、対応等を図っていかねばいけないというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 福祉部長、ありがとうございます。

それでは、受動喫煙防止については、先ほど前段にありました要望を含めてお願いをさせていただきますので、秋口以降の取り組みをぜひ期待をさせていただき、要望として皆さんにも伝えさせていただければというふうに思います。

1番の受動喫煙防止対策については以上でございます。

続きまして、新入職員への消防団入団研修と消防団の永年勤続表彰ということで移らしていただきたいというふうに思います。

まず、基本的なことでもちょっとお伺いしたいのですが、市職員の——そうだな、市内在住の男女別人数と、あわせて市内の在住の人数をちょっと少し教えていただければというふうに思います。

○職員課長（原島真二君） 東大和市職員の男女別の人口と市内在住者の人数ということでございますけども、平成28年2月1日現在の職員数で、再任用の短時間勤務を除きまして、また他団体の派遣職員を含めると481名となります。男女別におきましては、男性が318人、女性が163人でございまして、職員の市内在住者数は、このうちの184名、市内居住率という数値に直しますと38.3%ということになります。男女別における市内在住者数ということですけども、男性の場合は120人、女性の場合は64人というふうになっております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

市内の居住率というのは、近年での増減に関してはどのような、その数字のあれがあるのかを、ちょっとそこだけ最後、教えていただけますでしょうか。

○職員課長（原島真二君） 今手元に流動の数値はございませんけども、毎年、市内の居住率が下がっているという現状はございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

そうですね。多分十何年前に比べたら大分、今38%ちょっとということをお伺いしましたので、10年前ぐらいに比べると随分減ったなという認識があります。土地が高い地域だと、なかなかそこに家を買っていただいたりということができないので特にあれですが、市の職員の方の収入と東大和の土地の価格と比べると、ぜ

ひこの辺の方たちが少しでも多いほうがいいのかなということも少し思いつつ、東大和市をよくよく詳しい方というのがどれぐらいになってくるのかなということも少し思いますが、新入職員の方が市民とのかかわりを持てる研修というのは、入庁してですね、昔、水道事業が、多分まだ市でやってたときに、よく水道メーターを、新入職員のうち先にまずやっていただいて、そうすると市内全域を歩いて確認できたりするので、自分の生涯勤めていく自治体のまち自体をいやが応でも学べたみたいなのが恐らく、どこの自治体もこれはあったというふうに思います。我が市でもあったというふうに思います。そういった機会が恐らくなくなって、入庁してこの市を知るための机上の勉強というのはもちろんやっていただくと思うんですが、いざまちへ出て、また市民の方とかかわりを持てる研修というのは今どういったものがあるのか、ちょっと教えていただければと思います。

○職員課長（原島真二君） 市民とのかかわりを持てる研修、どういったものがあるかという内容でございますけれども、採用後2年目の職員に対しまして水防訓練がありますけれども、この場合、消防団員の方の指導を受けながら土のうづくりを行う作業訓練とか、あと総合防災訓練におきましても避難所体験訓練等の市民参加型訓練の案内役を行うなど行っております。

以上でございます。

○総務部長（北田和雄君） 新入職員の市を知る研修ということですが、昔は研修が3カ月間あった時期があるんですね。4月に採用して、新入職員、7月配属で、3カ月間いろんな職場を回って研修してた時期があります。2週間から1週間ぐらいで回るんですかね。ただ、その研修をやめた理由としましては、4月に欠員が出て新入職員で補充をしますので、7月までそれを、研修を続けちゃいますと、3カ月間、現場に、職員の欠員状態が続いちゃうんですね。そういうこともあってなかなか、現場のほうから早く職員の配属を求める声が大きくなりましたんで、そういった研修は中止したという経過がございます。

そんなこともありまして、現在はじゃ市を知る研修をどうするかということなんですが、2週間弱の短い研修ですが、その中でオリエンテーリングをやっています。1日、自分たちで市内の回る場所を決めて、自分たちで回ってきなさいと。ただ、全域を回れるように市の職員課のほうで、ここと、ここと、ここと、3カ所ぐらいは一応指定をして、必ずそこは回りなさいと。それ以外は自分たちで選んで、くまなく回ってきなさいと。それをオリエンテーリングをして、その後、その結果をまとめて、それを発表してもらおうという研修をやって、できるだけ市内を知る機会をふやしています。短い研修期間ですから、それで全てカバーできませんので、その後、今、職員課長が説明しましたとおり水防訓練ですとか総合防災訓練ですとか、そういった市民参加型の訓練の中に新入職員は必ず参加させるということで、フォローをしてるという状況でございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。総務部長、ありがとうございました。

今そういったさまざまな事情があって、3カ月、研修がなくなった中で、いろんなアイデアと知恵を絞って、そのオリエンテーリングということの取り組みをしていただいていることも、今答弁いただきましたのでよくわかりました。

今回、消防団と、それから新入職員、そしてまた新入職員にとって、自身のせつかく勤めた、そしてまた生涯、定年までは普通の方は勤める、この自治体をどれだけ郷土愛を持ってかかわっていただける非常に重要な部分として、研修ももちろんそうですが、この消防団の関係で入団研修ということを通じて、この東大和市を隅々まで知っていただいて、よりよい研修も含めて、担っていただければということで通告をさせていただき

ました。

次は、消防団の実際の今の欠員の状況を少し教えていただきたいのと、それから各消防団の——各というか全体で構いません。勤続年数がわかる詳細も少し教えていただければというふうに思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 消防団の欠員の状況と勤続年数の関係でございますが、まず1点目の消防団の団員数の関係でございますが、定数が189名となっております。平成28年2月1日現在、173名でございます。欠員のほうは16名となっております。また、勤続年数の関係でございますが、平成28年2月1日現在、173名の団員が在籍してございますが、内訳としまして勤続年数別では、一番多い団員は5年未満の団員でございます。48名、次に5年以上10年未満の団員が47名、次に10年以上15年未満の団員が45名、15年以上20年未満の団員が17名となっております。また、20年以上25年未満の団員が11名、25年以上の団員が5名となっております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

後ほど一番最後に永年勤続表彰のところで触れさせていただきますので、25年以上の団員が5名ということで、そこもよくわかりました。ありがとうございます。

また、消防団員になることで、人の成長というものに置きかえれば、市は消防団員になっていただくことで、どのようにその人の成長という部分で捉えているのかを、認識をいただければというふうに思っております。ぜひ、その辺をどうお考えになっているのか教えていただければと思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 消防団員は、仕事や学業、また家事などに従事しながら、我がまちを災害から守るという使命感のもとに、地域防災のかなめとしまして幅広い活動を行っていただいております。災害時の活動とか平時の訓練、防災啓発活動等に従事いただいております。また、消防団には幅広い年齢のさまざまな職業の方がいらっしゃいますので、地域とのつながり等、密接に活動していただいております。市では、地域の防災リーダーとしまして活動していただきたいと考えてございます。消防団員の方にお話をお聞きしましたところ、ほとんどが地域の方や先輩に誘われまして、受動的な動機で入団された方がほとんどでありました。しかし、入団後、訓練や警戒活動等を経験していく中で、地域に役立っているとか、貢献できているというような気持ちが強く芽生えてきたというふうに聞いてございます。消防団活動をしていく中で、地域の方からやはり感謝されるということが、一番重要なことでありますが、自分たちのまちは自分たちで守るという使命感が、そのような感謝されることで生まれてきたのではないかとというふうに考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

そうですね。さまざまな、今参事からお話ありましたとおり、消防団になること、人の成長というものはさまざまな大きな使命感も含めているということは、私自身も思っております。先ほど欠員が16名ということで、また長きにわたってお支えいただいている方々の団員の人数もお話ありました。当然東大和市の消防団としても、今後、未来を考えていくに当たっては、さまざま年間を通じて、当然消防出初め式であったり、防災訓練であったり、自治会の防災訓練に行っても一生懸命チラシを配ってる姿を見たことも当然ありますし、また春先も駅でチラシを配ってる分団の方も当然いらっしゃいました。また、高校生に向けて、たしか都立高校ですかね、あちらに消防団の方が出向いて、体験入団というほどではありませんが、AEDの講習会をたしかやってたかなというふうに思っています。そういったことを通じて、消防団ってすばらしいなということ、恐らく高校

生の方で感心いただいている方もいるのかなというふうに思っています。

さまざま団員の不足は、そのような感じで補ってる分もあるのかなというふうには思うんですが、平成25年に消防長官からの通達があったというふうに思います。消防団の充実強化について（依頼）について、また当時の新藤総務大臣から消防団確保に係る大臣書簡のということで文書が出ているというふうに思います。公務員の部分の奉仕の部分について触れられてる部分が恐らくあったというふうに思いますが、そのあたり踏まえてちょっとどういった内容だったかを少しお話いただければというふうに思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 平成25年の消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律では、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は消防団の強化を図ること等によりまして、地域における防災体制の強化を図ることを旨とするということで、実施するというふうにしてございます。こちらの内容につきましては、基本施策とし、2つ挙げてございまして、1つ目は消防団の強化でございます。2つ目は、地域における防災力の強化を挙げてございます。

次に、総務大臣の発出された消防団員確保に対する大臣書簡の発出でございますが、これは総務大臣から地方公共団体の知事、市町村長へ消防団員確保のための公務員の入団促進の依頼でございます。公務員がそもそも地域のために奉仕しているわけでございますから、その一環として入団促進の協力を、依頼を発出されたものでございます。これを受けまして、東大和市ではどうであるかということでございますけど、消防団を中核とした地域防災力の充実強化につきましては、平成25年、26年、27年の3カ年におきまして消防団の装備の充実を実施してございます。予算等、可決いただいた中で、消防団員の新活動服及び編み上げ靴、革手袋とか防じんマスクを全員に支給しまして活動いただいております。また、装備の充実として、簡易救助資機材とか発電機、ハンマードリル、携帯用破壊工具とかエンジンカッター及び油圧ジャッキ、デジタル受令機等を配備したところでございます。

また、総務大臣のほうから発出されました消防団員の確保につきましては、先ほど市長のほうから御答弁いただきましたが、理事者の講話とか職員課が実施いたしますカリキュラムにおきまして、地域のボランティアとして消防団への加入を勧めているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今御答弁にありましたとおり、当時の新藤総務大臣のほうから、消防団員確保に対する大臣書簡ということで文書が出てますね。地方公共団体の知事、市町村長へ消防団員確保のために公務員の入団促進の依頼である内容が主なものです。公務員はそもそも地域のために奉仕してるわけですから、その一環として入団促進の協力を依頼をされたという文書でございますね。今参事のほうからお話ありましたとおり、この内容を踏まえて、先ほど市長答弁にもありましたが、理事者の方の講話ですね、それから職員課が担当するカリキュラムにおいて、消防団の加入を勧めているというところでございます。現状、職員の方で消防団に入っている方の人数を教えてくださいませんか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 手元には、しっかりしたちょっと資料はございませんが、10名前後かなというふうに確認してございます。

申しわけございません。平成28年の2月1日現在、14名ということでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

数値的には非常に少ないかなというふうに認識をしております。有名なんで皆さん御存じだと思いますが、山梨県の甲斐市では新入職員の研修の一環として、甲斐市消防団入団研修ということで、新規採用になった職員が、実際にほとんどの職員が採用後2年間を任期として消防団に入団をし、地域の防災、防犯に寄与している消防団の活動を深く理解をすることで、我が市の生命、財産を守るという使命を果たす中で、また地域のより安全安心を含めてよく認識をし、また消防団は大変規律が厳しいところですから、その中で職員としての、また社会人としての成長も大変促しているということで、現在、甲斐市の中では44名の職員が活動しているということで、ホームページをあげますと活動報告書がさまざま載っており、女性の方も非常に多く入っております。所属してる課は本当にさまざまですね。幅広い、図書館の方から建築から教育の方も、農林もスポーツ振興もさまざまの中で、当然報告書を出せということなんで、ネガティブなことは余り書いてないんですが、ただ非常に前向きで、これからこの市に入って働いていくことの意味も含めて、非常にこの研修は身になったということを書いてある文書が、約75ページぐらいにわたってありました。

そのあたり実際の――先ほど東京都の当市の周辺自治体では、こういった消防団に入団させている研修ということはないと思うのですが、理事者の方々も当然講話の中で、そういったことに触れてるということは、それを通じて入っていただければそれにこしたことはないし、すばらしいことだという認識で、恐らく講話の中では触れていただいていると思うんですが、少し先に入らせていただいて、踏み込んでいただいて、このあたり新しい施策として新入職員の皆さんに消防団活動に入らせていただいて、期間は、この山梨県は2年間という任期ですけれども、そういった活動をしてみて、私、非常に若い職員のいい経験にもなるし、これから市を支えていく若き職員のためにも、非常にいい研修になるというふうに思っているんですが、そのあたり今後の方向性を踏まえて、そういったことがもしあれば教えていただいて、私のこの部分はもう終わりたいと思いますので、お願いいたします。

○総務部参事（鈴木俊雄君） お話のように、市の職員が消防団員になるということは非常に重要なことであります。ただ、災害が起きたときには、市の職員として活動していただかなければごさいませんので、ほとんどの職員が消防団になってしまうと、実際に災害が起きたときに実働部隊としてそれを指揮する市の職員が手薄になってしまうと。そうすると、どちらに、非常勤の特別職としての消防団員のほうを選ぶのか、常勤の職員としての立場で活動するのかということでございますので、2月1日現在、14名の職員の方が加入されているということで、団員数の8.1%でございますが、これは非常に重要な数字であるかというふうに考えてございます。当市の職員は500名おりませんが、その中で災害が起きたときに、いかに人員を配置して市民の皆さんの安全安心のために活動するためにはどうしたらいいかという体制を組むためには、ほとんどの方が消防団員として入団されてしまうと、なかなかそういうことも現実的には難しい状況でございますので、現在、市長の講話とか、職員課でお願いしておりますカリキュラムの中で、自主的な対応で入団いただけるところで、現在防災の担当者としては考えているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

捉え方の違いはあれ、私も今入っていただいた14名の方には、とても尊敬の念を抱いておりますし、ただやっぱり500名近い職員がいますので、一つ何かの形で約50名近い方を、消防団員として入っていくような、私、ひとつ新任の方は、やっぱりそういった形では必要じゃないかなというふうに思いますので、昔、何かの機会

でお話ししたときもたしか同じような御答弁いただいたという記憶がありますので、少しまた御検討いただいて、やっぱりいいという認識も恐らくあると思うんです。さまざま課題はあるにしても、若い職員の方々がそういう経験を通じてやるということに関しては、恐らく否定される部分ではないというふうに思いますので、そこはぜひ前向きに御要望させていただきますので、何かの機会で、またあったときには、ぜひ前向きな御答弁を聞かしていただきたいというふうに思いますし、理事者の方も市長も副市長もさまざまな機会を通じてこういうお話していただいているのも認識しておりますので、引き続きお願いできればというふうに思います。

この項の最後の永年勤続表彰のほうに移りますが、今は消防団全体の部分で、また職員の研修も含めて新入職員というお話でしたが、やっぱり今現状マイナスという中で、長く経験をかち得てやっていただいている方も、これ非常に重要だなというふうに思います。今後、市が何か新しいそういった取り組みをしていかない限りは、こういった25年以上やってる方々というのは非常に貴重だというふうに思いますし、何か魅力があって、何か自分に使命感があるからこそ長く残っていただいているんだというふうにも思いますので。簡単です。25年以上の表彰がございませんので、今後、30年、35年という方が出てくる可能性も十分高いので、このあたり、ぜひ団員の高齢化もありますが、士気高揚のために、また類いまれなる経験だと思うんですね、この何十年とやってることは、ぜひその辺を踏まえて、この永年勤続表彰の見直しというか、新たな前向きな取り組みを、ぜひあれば最後、御答弁いただければというふうに思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 今議員さんからのお話もですが、消防団員の高齢化ということで、団員の確保というのがなかなか難しくなってる現状を考えますと、今後この25年までの表彰規程というのを、表彰規程の中での見直しを図って、30年等をですね、35年等、士気の高揚につなげるために表彰規程の見直しを検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

以上で、この消防のほうは終わりたいというふうに思いますが、自民党としても、この消防団員の皆さんの士気高揚、もちろんそうですが、地位向上も含めて、また今後の取り組みも、我が会派には中村先輩が消防の分団長経験者でございますから、いつもさまざま御指導いただいておりますが、そういった意味で非常に力を入れて取り組んでる部分もありますので、新入職員の研修の部分、それから永年勤続表彰の部分も含めて、ぜひ御対応いただけますようお願い申し上げて、この項は終わりたいというふうに思います。

最後です。うまかんべえ〜祭ということで、移らしていただきたいというふうに思います。

いよいよ4月の第4の土日ですかね、最後の。こちらに第5回のうまかんべえ〜祭ということでありますが、過去の開催の提案を踏まえて、この第5回、どのように行う予定であるかをお聞かせいただければというふうに思います。

○市民部副参事（小川 泉君） 過去の反省点をどのように生かすかについてでございますが、平成24年度に第1回を開催して以来、回を重ねるごとに多くの方が会場を訪れるようになりまして、祭りを企画運営しております実行委員会におきましても、御来場いただく全ての方に対し、東大和らしいおもてなし、こういったものができるように検討をいただいているところでございます。

その中で、第5回の開催に向けましては、スタッフの役割をより明確化することが望ましいだろうといった反省から、イベントの要素を5つの分野に分け、具体的にはステージ関係ですとか協賛、協力関係、ボランティア関係、広報、会場設営関係、こういった役割に分け、担当ごとに企画、打ち合わせを行うなど責任分担を

することにより、個々がより主体的に動けるようにするなど、より一層の効率的な運営ができるよう、ただいま準備を進めているといったぐあいでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

あと今、過去の開催を踏まえての反省点、それから今回の詳細、よくわかりました。ありがとうございます。

また、今回、5回目を迎えますが、実行委員の選定方法と、またその中での役員の選定方法、それから課題と今後の取り組みを少し教えていただければというふうに思います。幾つかちょっと市民の方からもお声をいただいていますので、そのあたり今どう捉えているか、ちょっと教えていただければと思います。

○市民部副参事（小川 泉君） 実行委員の選定方法及び役員の選定方法、そして課題、今後の取り組みについてでございますが、実行委員会委員につきましては、自薦に加えまして、商工会やJA、JCからの推薦、青少年対、市民活動グループ、自治会、消費者団体等からの推薦により委員が構成されております。役員の選出につきましては、初回の実行委員会におきまして、選出方法も含め審議され、決定をしております。

課題点といたしましては、うまかんべえ～祭が大きな規模のイベントであり、開催までの企画や調整などを含み準備に大変な労力を費やしますことから、経験者の意見も参考にしながら運営していかなければならないといった難しい面がございますので、実行委員会といたしましても、今後、公募により新たな委員を加えながら、実行委員会の充実を図るとともに、継続性のあるイベントとして開催していきたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

実行委員の選定と役員の選定方法についてということで、恐らく20人未満の実行委員だったかなというふうに認識をしておりますが、長く、いい悪いは別にして、一生懸命やっていたりすることも、よく私もわかっています。ただ、先ほど今お話ありましたが、経験者の意見も参考にしながら運営していかなければ難しいというところもよくわかりますが、ただ今回、5回を迎えて、連続で当然委員をされてる方が多々見られます。やはりどうしても知恵とアイデアの不足が出てきてる部分が若干否めないのかなというふうに思います。また、委員の皆さんと職員の皆さんとの、いい意味でいえば仲がよくて非常に温和だということなんです。そこには少しの緊張感がやっぱりあったほうがいいというふうな部分もあると思うんですが、その辺が少し減ってきてるかなということは、私のほうも認識をし、またお声をいただいているという部分があります。

また、前回から審査、得点の方法ですね。初めて審査員を入れたというやり方を、第4回、取り組みを始めたということで認識をしておりますが、ただ審査員の中に出場団体と審査員の方の利害関係が一致してる方がちらほらいます。これはやっぱり非常によくないというか、やっぱりそこは何か言われる前に抑えられる部分、また改善できる部分だったんじゃないのかなというふうに思います。そのあたりの取り組みを今回と、また次回以降あわせて何かあればお答えいただけますでしょうか。

○市民部副参事（小川 泉君） 実行委員会の、まず最後のほうにございました、審査員制度の導入についてでございます。こちらにつきましては、祭りにおいて誕生したグルメの普及啓発に際して、市内事業者や食の専門性を有する方々の協力を得ることが必要だというふうに判断され、審査員制度を導入したといった経過がございます。

なお、審査員の選出につきましては、ただいまいただきましたさまざまな意見もございますので、第6回うまかんべえ～祭の開催に際して、全面的に見直しをしてみたいというふうに考えているところでございます。

また、実行委員会の中で、さまざま事務局との間で緊張感が足りなかったといったような御指摘も頂戴する中で、今まで開催に向けてはさまざまアンケートなんかで集約した意見なども、実行委員会のほうでは捉え、次回開催に向けてのまた実行委員会が新たに招集された際に、そういったものを生かしながら運営について検討してきたといった経過がございます。ただ、実行委員会も、まだ成熟し切っていないといったことがございますので、そういったことを踏まえて、今後はそういった反省をどのように取り入れて実行していくのかといった点についても、十分研究してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） グルメコンテストについては、今うまかんべえ～祭ですね、ことしから。ということで、さまざま御答弁いただきましたが、もうこれで聞くのはやめておきますが、実は課長も、また部長も御存じのとおり、出場者の方と、それから実行委員会の双方の意見の交換の場というのが、今まで過去一度もありません。出場してる方々からすれば、当然お伝えしたいことは山のようにあって、委員会の皆さんとのその乖離というのを、やっぱり第1回目からずっと言われておりました。また、大変担当してる産業振興課の皆さん、第1回目から職員の方も、大体ほぼ同じ方でやられてるのかなという認識があります。商工観光係と農政係に分かれてる中で、非常に大変な思いをしてるのは、イベントを立ち上げて見ても非常によくわかりますし、御苦労は大変なものだなというふうに思いますので、市民部長を先頭によく士気を上げていただいて、ここまで第5回、市長の肝いりの施策ですので、大変大きなイベントで市民の方も喜んでるという認識は私も持っておりますので、もっともっといいイベントになっていただいて、たまたま東大和市は4月の—ほかの自治体ではかなりあるんですが、桜祭りが無いということもありますので、春のイベントとしてうまかんべえ～祭、それから秋は産業祭ということで、2つの大きなイベントがある中で、そろそろコンテストじゃなくて、例えば、ことしはグルメコンテストって冠が、うまかんべえ～祭の中でグルメコンテストということが恐らくあるんだというふうに思いますし、このお祭り自体をどのように成熟させて、東大和市のメインのお祭りとしてやっていくかというところの、少し見直す時期もそろそろ近づいてきているのかなというふうには思っております。

今担当の課長さん、一生懸命汗かかれて、またその部下の方たちもたくさんいるのですが、恐らく1回目、2回目はすごく気持ちが張ってやってきたという部分があるんですが、そういう答弁は絶対できないでしょうけれども、なかなかその気持ちを持ったまま続けていくには、何か少してこ入れをしてかなければやっぱりいけないというふうに思いますし、また出場者の皆さんが、やっぱりいろんな御意見がさまざま今回出始めてしまったということが如実にありますので、いいお祭りであるということはもちろん共通していますし、多くの市民の方が来ていただいて、楽しそうにさせていただいてる姿は素晴らしいものですので、よりいいものになるように、ぜひ今後取り組んでいただきたいというふうに私のほうで思っておりますので、この件、最後に何か

御答弁ありましたらお答えいただければと思います。

○副市長（小島昇公君） いろんな御提案、御提言いただきまして、ありがとうございます。

非常に皆さんの御協力をいただく中で、お祭りとしては多くの市民、市外の人、参加をいただきまして、非常に盛大になってきて、市民の中にも定着しつつあるのかなというふうに認識してございます。しかし、今お話のございましたような課題があることも事実だと思っておりますので、やはり地元のものを使っていて、市のこれといったものを出していきたいということも、一つの柱としてはずっとあるのかもしれませんが、ほかのお祭り等との合体するような形でできないかというようなことも含めて、ここでまたしばらくちょっと検討を前向きにしていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 副市長、ありがとうございました。

ぜひ、御当地グルメの創出ということが一つあるんですが、その後の道もなかなか険しい部分もあると思いますので、今副市長のお言葉にありましておおり、ぜひそのあたり前向きに、お祭り自体は市民の方、大変喜んでいきますので、ぜひぜひ長く続けていっていただきたいという思いは我々も一緒ですので、よろしく願いしたいというふうに思います。

もうこのうまかんべえ～祭、終わりますが、私、先ほど2番のほうに1回だけちょっと戻りますが、消防団のほうでさんざん理事者の方々の講話だとかいうことで、理事者の方のお名前ばかり出したんですが、やっぱり最後、この消防団の入団研修、新入職員の消防団の入団研修含めて、やっぱり最後、理事者の方、市長なり副市長なり御答弁いただいたほうが、私も気持ちよく終われるかなというふうに思いますので、ぜひ御答弁いただければと思います。

○副市長（小島昇公君） 消防団員のやっぱりその不足、そして必要性というのを非常に認識しております。そういう意味では、過去もお答えをさせていただいたことがございますが、新規の職員を採用する際、面接の機会にも、3・11で大変な犠牲者も出ております。ボランティアとして仕事をしていただいております消防団の存在を知っていますかというところから始まりまして、私どもの仕事というのは、やはり地域にどう還元できるかというところが責務でございますので、市を受ける職員、希望の方も、皆さん地域で、地域の方のために力を注ぎたいという意向を前面に出されます。その中で、消防団の団員として活動してみたいと、活動したいという気持ちはありますかというような御質問もあえてさせていただいております。そして、採用された職員の方に、4月にお話をさせていただくときも、重複するところはございますが、今度、職員に、採用された方と限定でございますので、もう一度、消防団がこうありますよと、そういう中でやはり地域に飛び込んで仕事をするには、先ほど市内の方が38%というようなこともございまして、もともと地域に生まれて、地域に育って、地域を知ってる方が職員になるという状況ではもうございませぬので、そういう意味では消防団員の必要性を説きながら、ぜひお願いしますというようなお話もさせていただいております。結果として、14名ということで、それが多いのか少ないのかというのはいろいろ、先ほどこちらからも答弁させていただきましたけれども、いざというときにやっぱり市民を守る本部として活動しなければならないということで、消防団員としての活動と重複すると実害があるのも事実ですが、消防団員が火災のときに出ていって一番困っているのは昼間だと思うんですね。昼間、都内に出ている方は、サイレンが鳴っても集まれないと。そういう意味で、市の職員の期待に応えられるところございますので、さらにその辺につきましてはもう少し力強く進めてみたいと思います。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 副市長、ありがとうございました。

私は恥ずかしながら消防団を経験しておりませんが、市長と副市長は消防団を経験されてるということで、やっぱり思いが、さらに関心いただいた部分もあると思いますので、前向きな御答弁いただきまして本当に心より感謝申し上げます。

以上で、私の一般質問、終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（関田正民君） 次に、10番、根岸聡彦議員を指名いたします。

[10番 根岸聡彦君 登壇]

○10番（根岸聡彦君） 議席番号10番、自由民主党の根岸聡彦です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回、大きな項目として3点、質問をさせていただきます。

まず、第1に観光行政について、第2に子供の教育環境について、第3に農業政策についてであります。

1番、観光行政について。

①観光に対する取り組み状況について。

ア、市が描く観光事業に対するグランドデザインとは。

イ、市長就任以来の取り組み状況と成果は。

ウ、今後の展望と課題は。

②うまべえの活用について。

ア、東大和市にとってのうまべえの位置づけは。

イ、今後の活用方針と展望は。

2番目として、子供の教育環境について。

①小中学生の不登校について。

ア、現状認識と対策は。

イ、不登校対策プロジェクトの成果は。

②特別支援教室について。

ア、導入に当たっての背景は。

イ、その目的と期待する効果は。

③小中学校の児童・生徒の学習環境について。

ア、現状の認識は。

イ、市としての展望は。

3番目の農業政策についてであります。①都市農業の推進施策について。

ア、生産緑地に関する現状認識と今後の方針は。

②東大和市の特産物について。

ア、既存の特産物に対する市の認識と生産状況は。

イ、今後の展望と特産物の新規開拓に対する市の考え方は。

以上、壇上での質問はこれまでとし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[10番 根岸聡彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、観光事業に対するランドデザインについてであります。本市においては観光を活用した農業、商業、工業の総合的な発展を目標に掲げており、人々が集い、にぎわい、豊かな暮らしを育む東大和を目指して、産業の振興に取り組んでおります。そこで、観光事業におきましては、多くの人が東大和市を訪れ、豊かな自然を初めとした東大和市の魅力に触れ、市内が人々の笑顔であふれる活気のあるまちをランドデザインとして描いているところであります。

次に、観光に対する取り組みの状況と成果についてであります。観光の推進においては、東大和市の知名度の向上と観光資源の発掘、創出を図っていくことが重要であることから、うまかんべえ～祭やスイーツウォーキングなどの観光事業に取り組んでまいりました。その結果、市内からも多くの方が訪れるなど、交流の促進とにぎわいの創出という点におきまして、一定の成果が上げられたものと考えております。

次に、今後の展望と課題についてであります。今後は本市の魅力を生かした観光商品の開発等を、観光を活用した市内産業の発展に力を注いでまいりたいと考えております。また、現状では本市の魅力である狭山丘陵を初めとした美しい自然を観光の資源として有効活用しているとは言えない状況であることから、新たな視点で魅力創造に努め、活用してまいりたいと考えております。

次に、うまべえの位置づけについてであります。平成24年度に開催された第1回のうまかんべえ～祭において、食のPRキャラクターとして誕生したうまべえであります。キャラクターとしての認知度の向上とともに、食に限定されないさまざまな事業のPRにおきましても活用の期待が高まり、平成26年11月から東大和市観光キャラクターとして位置づけ、広範な事業において活用を図っているところであります。

次に、うまべえの今後の活用方針と展望についてであります。うまべえは平成26年度からゆるキャラグランプリへエントリーしたことによるPR効果などにより、キャラクターの認知度及び市の認知度を一層向上させ、市民の郷土愛を育む機会にも貢献できたものと考えております。今後、活気のあるまちづくりを進めていく上で、キャラクターのさらなる活用を図り、地産品等のPRや産業の育成にもつながるよう、活躍の場を広げてまいりたいと考えております。

次に、小中学校の不登校についてであります。教育委員会におきまして不登校対策プロジェクトの取り組みを継続的に実施しており、本市の小中学校、中学校ともに東京都の不登校出現率を下回る状況にあると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、特別支援教室についてであります。東京都では平成28年度から平成30年度までの間に、全ての小学校に特別支援教室を設置し、1人でも多くの児童が在籍学校できめ細かい支援を受けられるように、児童が通級する方式から教員が巡回する方式に変更するものであります。市では、これを受けまして、平成28年度から市内の全ての小学校に特別支援教室を設置することいたしました。詳細につきましては、教育委員会からお願いします。

次に、小中学校の児童・生徒の学習環境についてであります。現在、学校では授業における学習環境を整えております。放課後におきましても、児童・生徒の学力の向上を図るために補習教室等を実施しております。

今後につきましても、児童・生徒が意欲的に学習できる環境を整えることは重要であると考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、生産緑地に関する現状認識と今後の方針についてであります。生産緑地制度は都市農業を維持、保全する上で重要な制度であると認識しております。現在、当市におきましては45.7ヘクタールが生産緑地として指定されておりますが、年々減少している状況であります。今後、生産緑地の追加指定や後継者の育成など、都市農業、農地の保全を支援する制度について周知、活用を図りながら、現在の面積を維持できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、既存の特産物に対する認識と生産状況についてであります。市内では多種多様な農産物が生産されておりますが、その中で狭山茶と多摩湖梨は、その知名度ともに市を代表する特産物の一つであると認識しております。生産状況であります。狭山茶の収穫量は平成24年度の生葉は21トンで、多摩地域では4番目の収穫量となっております。また、多摩湖梨につきましては、平成25年は70トンの収穫量で、多摩地域では6番目の収穫量でありました。

次に、今後の展望と特産物の新規開拓についてであります。狭山茶や多摩湖梨などは市を代表する特産物であり、その品質に関しましても高い評価を得ていることから、こうしたブランド力をあわせ持つ農産物の一つでも多く生み出していくことが、当市の農業の発展に結びつくものと考えております。また、特産物の新規開拓につきましては、地域特性を生かし、他の産地との差別化を図ることのできる新たな野菜の生産に取り組むなど、東大和ブランド構築を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、小中学生の不登校についてであります。当市の不登校児童・生徒数は、小中学校とも平成19年度をピークに減少傾向がございます。近年、東京都の不登校児童・生徒の出現率が増加傾向にある中、当市においては東京都の平均を下回る中で、ほぼ横ばいという状況にあります。現在、教育委員会では、学校と協力した不登校対策プロジェクトの取り組みの一つとして、児童・生徒が欠席したときの電話対応の仕方を徹底するなど、不登校を防ぐ取り組みやサポートルームの運営等、不登校状態の改善に向けた取り組みを継続的に実施しております。これらの取り組みによりまして、各学校が児童・生徒一人一人の状況を細かく分析し、関係機関と連絡するなど適切な対応を進めることができっております。今後も児童・生徒と保護者の状況に寄り添う対応を進めてまいります。

次に、特別支援教室についてであります。導入の背景につきましては、各小学校に特別支援教室を設置することで、これまで情緒障害等通級指導学級で実践してまいりました丁寧な相談、指導体制を継承しつつ、諸課題の改善を図るためであります。導入の目的と期待する効果につきましては、新制度への移行に伴い、教員が巡回する方式への変更により、他校への移動時間や安全確保の点で、児童、保護者の負担を軽減することができるがございます。また、在籍学級の担任との指導内容や指導方法におきましても、一層、連携強化が図れるものと考えております。平成27年12月に東大和市特別支援教室実施方針の策定をいたしましたので、今後は方針に沿った指導体制を確立し、運用を図ってまいります。

次に、小中学校の児童・生徒の学習環境についてであります。現在、学校では小中一貫教育の取り組みを進め、わかりやすい授業を目指して授業改善が行われております。また、個に応じた指導が進むよう、放課後や休業日にも人的な配置を行い、補習教室を実施しております。今後につきましては、児童と家庭学習がより

連動できるよう工夫し、児童・生徒がみずから進んで学習できる環境を整えるとともに、そのことが習慣化されるよう努めてまいります。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、観光行政についてであります。観光につきましては過去に何度か質問させていただいておりますが、その都度、力を入れて当市は多摩湖や狭山丘陵などの美しい自然に恵まれといった御答弁をいただいておりますが、多摩湖は東京都水道局が管理している関係から、その活用は非常に難しいのが現状であります。

今回の市長答弁の中にも、ランドデザインとして豊かな自然を初めとした東大和市の魅力に触れというふうにございました。観光という観点で見たときに、東大和市の魅力というものはどういうところにあるのでしょうか。また、豊かな自然以外の部分における魅力についてはいかがでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） まず、観光の観点での魅力はということでございますけれども、他の地域との差別化と申しますか、インセンティブを与えられるという面で考えますと、当市にしかない多摩湖、これが代表的なところだというふうに考えております。現在、御質問者がおっしゃいますとおり、多摩湖の活用自体は困難であるとは考えておりますが、観光情報の発信といった部分で、いわゆるキャッチに使うという部分もございしますが、そういった部分で取り組みに力を入れてるところでございます。

また、豊かな自然を取り除いた場合ということでございますけれども、旧日立航空機変電所を含みます東大和市固有の文化財、それから市内の歴史、伝承を立体化したモニュメント、こういったものが当市には市内に点在してございます。こういったモニュメントが市内に広く点在するという自治体も、数少ないという状況もございします。そういったことから芸術のまちといった、そういった観点からも魅力の一つと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 先ほど市長のほうから、観光を活用した農業、商業、工業の総合的な発展を目標に掲げているとの御答弁がありました。観光行政につきましては、過去に質問させていただいたことがあります。その際に、観光地とは違う観光業の姿というものをどう描くのかという質問に対し、現在の観光は体験型から参加型に変化している。市民との協働のもと、行政がバックアップしながら地域社会が活性化していく観光事業を推進したいという御答弁をいただいております。観光地でない東大和市が、観光事業で他市から人を集めるためには、参加型の観光事業としてさまざまなイベントの充実が重要なファクターとなってくると思うのですが、その点についての市の御見解を伺います。

○市民部副参事（小川 泉君） ただいま御質問いただきました参加型の観光事業として、さまざまなイベントの充実が重要となるのではないかと申した点についてでございますが、当市の観光事業を活性化するにおきまして、その対応の一つとしてイベントの充実といったものが必要というふうに考えております。御質問のとおりイベントの内容が、充実が図れば来訪者が得られる固有の体験、こういったものの印象も深くなるのが期待できます。また、リピーターの増加だけでなく、地域住民との交流にもつながるというふうに考えております。市といたしましても、参加される方々の期待に沿えるよう、内容がユニークと感じていただけるようなイベントや、若者にも関心を持っていただけるような、継続性もしくは継続効果のある、こういったイベントの研究をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） また、別な機会においてですが、観光資源についてお尋ねをした際に、当市の産業振興における観光の捉え方として、地域に根差した生活、文化、そして人そのものを魅力的な観光資源として捉えているとの御答弁をいただいたことがございます。今回も観光資源の発掘、創出が重要であるという御答弁をいただいておりますが、市は過去からどのように観光資源を発掘、創出し、今日に至るまでどのように活用してきたのかを伺います。

○市民部副参事（小川 泉君） 観光資源の発掘、創出と、その活用についてでございますが、ウォーキングイベントやフォトコンテストを通じ、日ごろ見逃しがちな、もしくは見過ごしがちな部分にスポットを当て、そこに存在する歴史や物語、こういったものを観光資源として知っていただくことで情報の発信につなげたり、また個々の情報を集約し、ウォーキングコースなどをつくり、それを市内散策につなげるための観光マップに掲載するなど、活用を進めてきております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

平成26年の5月から10月にかけて、職員自主研究グループによって「市内の自然や名所を有機的に結んだ散策路について」と題した研究が行われ、成果品として東大和市テーマパーク化計画というものが上がっております。観光地でない東大和市が観光で人を呼ぶことを考えたときに、これを見た人間がぐっとくるような、非常に期待が持てるような研究をされたように見受けられたのですが、前回の決算特別委員会で質疑をさせていただいたときには、小中型動物の飼育と公園を併設した多摩湖動物園をつくったらどうかであるとか、狭山緑地のほうに森の図書館やカフェをつくったらどうかというような提案があり、既存の施設と新設の施設をレンタサイクルで有機的に結んだらどうかというような提案であったとの答弁をいただいております。ちょっと内容的には残念な気持ちになったのですが、さらに事業化に向けての展望について伺いますと、どうもそのところで報告書の作り方とかいうか、考えたことをどうやって報告書にまとめていくのかを期待しているものだというような答弁があり、さらにながかりした経緯がございます。

今回、質問させていただきたいのは、せっかくそういった研究のためにお金を出し、東大和市テーマパーク化計画という成果物が上がったわけですから、研究だけにとどめるのではなく、またそのとき御答弁をいただいたように、市の施策への活用が可能な場合は取り入れてほしいと。庁内所属長に通知をするだけでなく、全庁的に横のつながりを密にとつて、実際に実現可能なことはどういうことなのか、観光事業推進に向けて取り入れることができるものは何なのか、課題は何か、その課題を克服していくためにはどういったことが必要になるのか、そういった検討を進める必要があると思いますが、担当部署である産業振興課では、その成果物についてどの程度把握されているのでしょうか。

○市民部副参事（小川 泉君） 成果物の把握についてでございますが、成果物につきましては事務的に各課共有されております電子媒体に記録をされておりますことから、その内容については把握をさせていただいているといったお答えになります。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 東大和市テーマパーク化計画、非常に壮大な計画であり、実現に向けての課題は無数にあると思います。市内にある幾つかの施設を点として、レンタサイクルという線で結びつけるという発想は非常に有効であり、観光事業のコアともなり得るアイデアだと思いますが、以前に私が一般質問の中で出させていただきました市内に点在するモニュメントの活用も含めて、どんなイベントができるのか御検討いただく

ことはできるのでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） まず、レンタサイクル、こちらの活用についてでございますけれども、東大和市、こちらは市街地の比較的平坦であるということですか、あと多摩湖自転車道が整備されているということからも、非常に有効なものではないかなというふうに考えます。ただ、自転車を使うということで、移動手段が自転車ということで、移動範囲が非常に広がるということも考えますと、近隣市との連携による取り組みが、さらに有効であると考えられますことから、今後、研究してまいりたいというふうに考えております。

それから、モニュメント、こちらを単独で検討するというところでございますれば、東大和観光ガイドの会が実施しておりますガイドツアーですね、こういったものですか、あと課題設定のありますウオーキングイベント等において、活用していただければいいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ただいま課題設定のあるウオーキングイベントという御答弁がありましたので、一つ御提案なのですが、例えばうまべえの縫いぐるみ、これはつるしびなとしてつくられるような小さなものでいいと思いますが、それを20体ほどウオーキングコースの中に設置をし、そこにあわせてキーワードを添えて、参加者にはうまべえを探して、そのキーワードを書いてもらう。そのキーワードを集めた数によって商品を与えるというのもの、やり方もありますし、それに加えてキーワードが何かの問題となっており、その問題を解いた方に抽選で商品を差し上げるといった、オリエンテーリングのようなウオーキングイベントというものもあるのではないかなと。そういったやり方も市内外からの参加者を募りやすいのではないかと思うのですが、そういったものを御検討いただくことは可能でしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 今具体的な企画のほう、御提案をいただいたところでございますけれども、イベントを実施する際には、やはり何か参加される方の後押しをするような、そういったインセンティブな、インセンティブって申しますけれども、動機づけというんですか、そういった内容がイベントに対して必要なのかなというふうに考えております。そういったことがございますので、実際にイベントを開催するに当たっては、今御提案のあった内容等も含めた中で研究をしていただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いいたします。

うまべえの活用についてですけれども、2014年からうまべえをゆるキャラグランプリに参加させておりますが、これはどういう理由から参加を決めたのでしょうか。

○市民部副参事（小川 泉君） ゆるキャラグランプリへの参加理由についてでございますが、観光キャラクターうまべえの認知度及び東大和市の知名度向上を目的としてエントリーしております。市民が一体となってキャラクターを応援することを通して、東大和市全体が元気になることを願ってエントリーをしたものでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ゆるキャラグランプリに参加をさせたということは、うまべえをグルメキャラクターとか観光キャラクターとしてではなく、東大和市の公式ゆるキャラであるという認識、あるいは公式キャラクターにしていこうという意図が市にあると思えるのですが、市の認識はいかがでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 公式キャラクターに向けました市の認識ということでございますけれども、市といましては東大和市産業振興基本計画の中で、キャラクターを活用したPRの推進というものを掲げてござ

います。こういったことから幅広い活用を目指しているところでございます。今御質問のありました公式キャラクターの関係でございますが、市の公式キャラクターとしての認定につきましては、市民の皆様の機運の高まりですとか、今後の活躍、こういったものを確信しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ゆるキャラグランプリ2015において、うまべえが全国総合94位、御当地キャラ部門で68位、これは東京都の中では第1位となったことについて、その要因をどのように分析し、結果をどのように評価しておりますでしょうか。

○市民部副参事（小川 泉君） ゆるキャラグランプリにおけるうまべえの順位に関する要因分析と、その評価についてでございますが、まず要因につきましては、今年度、新たにうまべえのサポーターを設け、60もの企業、団体が応援してくださったことや、市内外において合計37回のPR活動を実施したという露出度の高さ、こういったものが非常に高い効果があったというふうに考えております。全国で94位という結果につきましては、多くの皆様の御協力を得てこそ達成できたというふうに捉えております。つい先日、市内の店舗にうまべえという名前の商品が誕生しまして、ムースケーキなんですけれども、こういった新たな商品が誕生したことなども考えますと、認知度の向上が地産品等の開発といった面においても、効果があるといったことが期待できますことから、今後これを高く評価していいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 昨年の12月ですが、ゆるキャラグランプリ2015活動報告会が行われましたが、そこで出された今後のうまべえの活用について、どのような意見が出たのでしょうか。

○市民部副参事（小川 泉君） 活動報告会における意見についてでございますが、活動報告会の中でうまべえの躍進を題材にグループワークを行いました。このグループワークの中では、うまべえが他のキャラクターと結婚して連携した活動を行うですとか、うまべえがおわんをかぶった犬、わんちゃんですね——であることからドッグカーニバルに参加する。また、「うまべえ家族計画」と題して、イベントでうまべえに扮してうまべえの家族をふやしていくといったユニークな提案を頂戴したといった経過がございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） その中で、将来的に実現性の高い案、全国レベルで通用するキャラクターに仕上げていくために、取り入れる価値があると思われた案としては、どのようなものがあつたでしょうか。

○市民部副参事（小川 泉君） 取り入れる価値のある案といったことについてでございますが、どの案にも捨てがたい部分があるのかなというふうには考えてございます。1つに決めるのは大変難しいといったことでございます。その中でも、例えばペットブームにあやかっ、ドッグランなどを活用したドッグカーニバル、こういったものにうまべえが登場するといったことは、実現の可能性があるのかなというふうに考えております。それと同時に、うまべえがおわんをかぶったわんちゃんであるといったことから、ペットと一緒に写真を撮ったものがSNS等で拡散されるといったことから、また認知度の向上に結びつくといったことも期待できますので、そういったイベントについてはいい案ではないかなというふうに捉えてるところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） うまべえのPR方法の一つとして、うまべえに市民権を与える。それから、住民票登録をするといったような考えはお持ちではないでしょうか。

○市民部副参事（小川 泉君） うまべえの住民票登録についてでございますが、住民以外の人、動物、キャラ

クターなど、想像上の対象物を特別住民とみなして交付する特別住民票がございます。これは広報や記念的な意味合いを目的としており、地域活性化や知名度の向上に貢献したり、また貢献することが期待される対象に交付されるものでございます。他の区市町村では、記念として公式ホームページから直接ダウンロードできるようなサービスを行っているところもございますので、うまべえの住民票登録につきましても今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） うまべえをもっと身近に感じてもらうために、例えば今後の活用の事例の一つとして、市のホームページの中にうまべえの写真集ですとか、あるいは可能であればいろんなイベントに参加したときの動画集、またうまべえブログなるものを作成してみるといったことを御検討いただくことは可能でしょうか。

○市民部副参事（小川 泉君） うまべえブログの作成についてでございますが、現在、市の公式ホームページのトップページにございます「うまべえからのお知らせ」というアイコンをクリックすることによって、うまべえの関連情報をごらんいただけるようになっております。うまべえの関連情報は、ここについては写真集やイベントの情報、こういった動画等は現在掲載してない状況にはございます。今後、うまべえの活動に関する情報発信もできますように、掲載可能なデータの容量、こういったものもきつとございますと思いますので、その辺も確認しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） また、イベントの開催という点でいえば、例えばもう既にうまべえは全国大会への出場を果たしているわけですから、他市の無名の御当地キャラ、それからこれから売り出そうとしているものが中心になっていくと思うんですが、そういったキャラクターをうまべえがホストとして全国から呼び寄せて、ゆるキャラ祭りなるものを東大和市で開催するというような、そういった御検討はいかがでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） いわゆる、ゆるキャラ祭りの開催ということで御質問いただきました。近隣では、昨年、新しいところでは11月に日野市さんのほうで、第49回の産業まつりと同時開催で「ご当地キャラ大集合 in日野市環境フェア」というようなイベントが開かれまして、うまべえも含めて全国から数多くのキャラクターが参加したというような経過がございます。当市におきましては、現在そういった複数のキャラクターを集めるといったような計画はございませんけれども、確かにPRですとか、それから集客、こういった面においては日野市さんの例などを見ましても、高い効果を発揮してるなというふうには考えてございます。ただ、運営上の問題等も多々ございますので、そういったことも含め、他の事例なども調査しながら研究をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。ぜひ、そういった課題等があれば、一つ一つクリアにして実現に向けて御努力をしていただければと思います。

観光行政につきましては、以前から何度か質問させていただきました。観光地でない東大和市が、市外から人を呼び、にぎわいを創出するためには、イベントを充実させることが重要な要素であると考えております。加えて東大和市には、遠方から来られた方が宿泊できるような大きな施設がありませんので、そのイベントも日帰りで体験できるものになってくると思います。ぜひ、職員の英知を結集させ、また広く市民からアイデアを募り、観光地でなくても知恵を絞ることで、これだけの集客が可能なんだと、そういったイベントの開催が可能なんだというものを生み出し、全国にその名をとどろかせていただきたいと思います。加えて、うまべえ

の活用につきましても、くまモンやふなっしーのように、全国で知らない人はいないというくらいになるまで広報していただくように、お願いをしたいと思います。

先ほどドッグランを活用したドッグカーニバルという御答弁もありました。ドッグランについては、今回の質問の趣旨から外れますので次回に譲ることとしたいと思います。猫に押されぎみな最近のペットブームの中で、犬の巻き返しを図れるようにうまべえのさらなる活躍を、活用をお願いして最初の質問を終了いたします。

2つ目の子供の教育環境についてであります。

不登校の実態につきまして、市が把握している人数の推移というのはどのようになっているのでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 不登校児童・生徒の人数の推移についてでございますけれども、平成19年度には小学校、中学校、合わせて125名の不登校児童・生徒がおりました。その次の年度、平成20年度には107名、21年度につきましては85名と年々、数のほうは減少いたしまして、平成24年度には平成19年度の人数が半減されるという67名というふうになりました。その後、若干人数のほうは増加はしましたが、平成26年度は82名というふうな状況になってございます。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 一方、東京都の出現率は増加傾向であるとの御答弁をいただきましたが、東京都の推移はどのようになっているのでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 東京都の出現率の推移についてでございますけれども、小学校におきましては、平成19年度から平成22年度まで出現率は0.33%から0.34%を推移しておりましたが、平成23年度、24年度は0.36%、25年度につきましては0.43%、26年度につきましては0.46%と増加してきております。中学校におきましては、平成19年度に3.23%の出現率でありましたが、年々減少しまして、平成24年度は2.93%になりました。しかし、平成25年度、3.03%、平成26年度は3.17%と近年増加している傾向になってございます。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 不登校対策プロジェクトに関してですが、不登校対策プロジェクトとは、児童・生徒が不登校となる原因をあらかじめ研究、分析し、現実化する前に、その個々の事案に即して適切と思われる予防策を事前にとっていく、そしてそれでも不登校の児童・生徒が出現した場合には、学校及び関係者がそこにある原因を取り除くための対応をし、学業に支障が生じないよう、その児童・生徒に合った復帰支援の手だてを講じるものと理解をしておりますが、それで正しいのでしょうか。もし補足があれば、お願いいたします。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 不登校対策プロジェクトにつきましては、今議員がおっしゃったように、不登校の予防対策の取り組みと、それから不登校状態の改善の取り組みの両面を行うものでございます。不登校の予防対策としましては、学校への欠席電話連絡時の受け付け対応におきまして、安易な欠席を認めないよう徹底したり、児童・生徒の欠席状況を把握して、学校や関係機関と連携したりしております。また、復帰支援の取り組みといたしましては、サポートルームを中心に学習支援をしながら学校と連携を図り、個別に対応している状況でございます。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** ありがとうございます。

サポートルームに関しては、後ほど伺いたいと思いますが、それでは小中学生が不登校になる原因として、どのようなものがあると認識しているのでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 国の調査で、問題行動調査というものがございます。また、学校から直接聞いて、その調査とあわせて原因を把握している状況でございます。当市における主な原因といたしましては、本人の不安などの情緒的混乱、また無気力、また遊びや非行というような原因、それから親子関係、そしていじめを除く友人関係というようなものが、主な原因というふうに把握しております。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** ありがとうございます。

先ほど当市の不登校の人数の推移につきまして御答弁をいただきましたが、学校には来れるけれども、教室に入れない子、いわゆる保健室登校の児童・生徒は不登校の中に含まれるのでしょうか。もし含まれていないのであれば、保健室登校の児童・生徒の数については把握はされておりますでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** いわゆる保健室登校の児童・生徒につきましては、不登校の人数には入れておりませんが、その状況につきましては、学校と連携いたしまして把握しております。現在、小学校では3校5名、中学校におきましては4校21名というふうになっております。この人数の中には、全く教室に入れないというような児童・生徒もおりますし、また時には教室に入れるというような児童・生徒もおります。いずれにいたしましても、一人一人の状況に応じて対応しているというような状況でございます。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 現実問題として、不登校になっている子供と教室に入れない保健室登校となっている子供の対応で、異なる点というものはあるのでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 所属している学級に戻って学習をしたり、友達と充実した生活を過ごす、そういうところを目指していくという点では、両方とも同じでございます。一人一人の状況に応じまして、学校も教育委員会も連携しながら対応しております。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** サポートルームについてでございますが、サポートルームというのはどのような場所なのでしょうか。どのような子供たちが入室するのか。また、現在どのように運営されているのか。そして、そこに通っている子供たちに対してどのような教育指導が行われているのか、詳細な御説明をお願いいたします。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** サポートルームは、さまざまな原因や理由で学校に行きにくくなった児童・生徒に、学習の補充と生活をしていく力を身につけさせて学校復帰を支援する、そういう場所でございます。現在、小学生が3名、中学生18名がサポートルームを利用しております。通室時間等を含めて一人一人の状況に合わせて保護者と指導員が相談しながら、柔軟に対応している状況でございます。サポートルームは専門性が必要な部署でございます。学習指導を行うこと、また保護者の対応や関係機関との連携もあることから、現在は東京都の学校管理職経験者であります非常勤教員を指導員というふうにしてございます。また、学習におくれのある児童・生徒が多く、児童・生徒の実態に合わせて個別に対応するため、大学生や地域人材を活用したボランティアの方々にも指導をお願いしております。また、芸術教科等も学生や地域の方のボランティアで授業を実施しております。図書館、郷土博物館等に出かける校外学習や畑での活動も実施しております。仲間とのかかわり方も学んでいる状況です。また、高校への進路指導、家庭訪問や三者面談ということも行われております。その中で、在籍校の管理職や担任、スクールカウンセラー等と連携しながら、学校復帰へ向け取り組んで支援をしているところでございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

学校を休んでいる子供、保健室登校の子供、サポートルームに通っている子供のいわゆる学校にいない間の行動については、どのように把握をしているのでしょうか。

○学校教育部参事(岡田博史君) 学校は、常に保護者と連携を図って、連絡を取り合っております。家庭にいる状況等の把握にも、学校のほうはそのような形で努めております。また、必要に応じて学校と連携しまして、管理職とスクールソーシャルワーカーが家庭訪問をするというようなケースもございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 不登校対策研究協力校と、市内の小中学校全校が登録をし、研究主題を上げておりますが、これらの研究というのは、いつまでに、どのような形で報告をされ、どのように生かされていくのでしょうか。

○学校教育部参事(岡田博史君) 不登校対策研究協力校についてでございますけれども、1年間の不登校対策で取り組まれた内容、成果や課題などを報告書として年度末までに提出してもらっています。これらの報告につきましても、随時、指導室が主催する生活指導主任会やスクールソーシャルワーカー連絡協議会で、またサポートルームが中心として開催する在籍校連絡会などを通して情報を共有しておりまして、よりよい対応ができるように取り組んでございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 今後の課題としては、サポートルームへの入退室システムを構築することがあると思いますが、具体的にどのようにしていこうとお考えなのでしょうか。

○学校教育部参事(岡田博史君) 現在、サポートルームの入室につきましては、在籍校の担任や管理職と相談しまして、サポートルームの見学、そして指導員からの説明を受けて体験入室というものをしております。その後、在籍校へ入室願というものを提出するというふうな流れでございます。また、退室につきましては、指導員と本人、保護者、在籍校の先生と話をしながら、本人の様子、状況等を見ながら徐々に退室していくというようなシステムをとっております。退室につきましては、決まった形があるわけではないので、課題としておりましたけれども、今後も一人一人の状況に応じて安心して学校復帰ができるような体制を整えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) また、入室している児童・生徒の学校復帰支援を行っていくとのことですが、現時点、サポートルームを退室し、自分が在籍する学校へ復帰するまでのプログラムというのは、どのようになっておりますでしょうか。

○学校教育部参事(岡田博史君) 先ほどの退室までの流れと少々重なりますけれども、一気に在籍学級へ復帰させるというようなことはしておりません。一人一人の状況に応じての対応になりますが、例えば好きな教科学習のときに在籍学級で授業を受けるというようなことから始めたり、午後の授業だけ参加するというようなことから始めたりするなど、少しずつ学校復帰をするようにしております。そして、本人や保護者、サポートルームの指導員、在籍学校の担任等が、もう大丈夫であるというふうに判断したときに退室するというようなこととなります。その間、スクールカウンセラーとも連携して、心のケアも図ってまいりたいというふうに、今のところそういう状況で行っております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

特別支援教室のほうに移りますが、特別支援教室について、ことしの4月から市内の全小学校で導入されることですが、今までは幾つかの小学校に通級指導学級が設置されていたと思います。この通級指導学級は、どの学校に設置されていたのか、今まで全校に設置されていなかったことでどのような弊害が生じていたのか、そして通級指導学級と特別支援教室の違いは何か教えてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 今までの設置状況ですが、第二小学校、第六小学校、第七小学校の小学校3校に設置をしておりました。

また、全校設置でない影響につきましては、設置校に通う、通級するという制度のために、他校への登校ができない児童、また保護者の送迎ができない場合には、実際に利用ができないということがあります。また、制度の周知啓発、これまでも行ってまいりましたが、設置校の利用児童と比べまして、未設置校の児童の利用が少ない、そういう傾向がございます。

特別支援教室との違い、通級指導学級との違いというところは、先ほども答弁にございましたが、大きな特徴といたしましては、児童が通う制度から教員が巡回する制度の変更、それに伴いまして本人や保護者の負担軽減が図られ、特別な支援が必要な児童が在籍学校で支援を受けやすくなるということが大きなものでございます。また、在籍学級の担任、また巡回指導教員との連携がより図られますので、指導内容が充実していくことを考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 特別支援教室導入により、期待する効果として在籍学級の担任との指導内容や指導方法において、さらなる連携強化を図ることができるという御答弁をいただきましたが、今までの連携体制はどのようなものであったのか、さらなる連携とは具体的にどのようなことを指しているのか、そしてそのことにより対象となる児童にどのような影響が期待できるのか教えてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） これまでは学期の節目など、通級指導学級教員が利用児童の在籍学校訪問をいたしまして、指導内容の確認、また在籍学級での様子を確認をしながら情報共有を図ってまいりました。今後のさらなる連携につきましては、巡回指導教員が在籍学校を巡回することで、学級担任と具体的な場面を通じた情報共有、また指導内容の相談の機会がふえるということがございます。また、在籍学級での様子も、必要に応じて授業観察などを通してできるようになるといったことが挙げられます。

そのことによりまして、期待できる効果といたしましては、対象児童が抱えている課題、困難さの改善に当たりまして、担任と巡回指導教諭が具体的な場面を通じて共有する機会が多くなりますので、指導の方向性、また効果等を確認しながら、より丁寧な指導ができるようになることを考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

特別支援教室導入の背景といたしまして、これまで通級指導学級で実践してきた丁寧な相談指導体制を継承しつつ、諸課題の改善を図るためといった答弁がございましたが、教員が巡回する方式への変更により、他校への移動時間や安全確保の面で児童、保護者の負担を軽減することができること、在籍学級の担任との連携強化のほかに改善が見込まれる諸課題というのは、どのようなものがあるのでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 改善が見込まれる諸課題につきましては、特別支援教室の利用の検討を、これを機会にいたしまして、今後、各学校では学習、生活面での困り感を抱えながら、特別な支援を必要としてい

る対象児童の実態把握、またこれまでも行ってまいりましたが、校内委員会での支援策の検討、そういったものを通じまして教員の資質向上、各学校の校内体制の強化が図られ、市全体の特別支援教育の取り組みレベルが上がるということが挙げられます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（根岸聡彦君） それでは、午前中に引き続き質問を継続させていただきます。

特別支援教室により、新たに設置される職として巡回指導教員がありますが、教員数は全体としてふえるという理解でよろしいのでしょうか。また、巡回指導により教員に現在より大きな負担増となるということはないのでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 指導教員の配置人数につきましては、新制度の教員配置基準としまして、こちら学級単位ではなく市全体の利用児童数を10で除して算出をいたします。来年度の利用児童につきましては、現時点で110人を予定しておりますので、この場合は11人の巡回指導教員が配置されることとなります。今年度は新制度移行前の基準ですので、現在92人の利用児童がありますが、加配も加えました教員配置数は13人となっております。単純比較では2名減員となりますが、経過措置によりまして今後5年間は、今年度配置しております教員数13名が巡回指導教員として確保されることとなります。また、各小学校には東京都から非常勤職員であります特別支援教室専門員が各小学校1名配置をされまして、教室や教材の準備、また教員や保護者との連絡調整を行うことになっております。さらに臨床発達心理士の巡回指導も実施することによりまして、体制強化が図れると考えております。

以上でございます。

○学校教育部参事（岡田博史君） 巡回による教員の負担増についてでございますけれども、これまでになかった巡回校への移動や教材準備、時間割りの調整等、なれない業務に従事することとなりますが、現場の先生方が指導しやすいように、さまざまな意見や要望を聞きながら、対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） わかりました。ぜひ、よろしくお願いいたします。

また、新たに設置される臨床発達心理士というのは、どのような人になるのでしょうか。また、その役割と具体的な業務内容はどのようなもののでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 発達障害の可能性のある児童の障害の状態の把握を行い、また特別な指導、支援の必要性の有無につきまして、教員等へ助言ができる資格としましては、学校心理士、あるいは特別支援教育士の資格を持つ専門家のことです。東京都が採用いたしまして、各地へ配置するということになっております。

役割と具体的な業務内容につきましては、現在想定しておりますのが、年間、各学校に10回派遣が可能となっておりますので、月1回ペースと考えまして、各学校で校内委員会を開催した際に、支援の必要な児童の

実態把握、また学級での支援策等の検討、特別支援教室の利用につながる個別指導計画等の作成の助言などを仰いだり、また学級での授業観察、そういったものを想定しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 特別支援教室につきましては、その教室を利用する児童の人権がしっかりと守られる体制がとられなければならないと考えます。4月1日から障害者差別解消法が施行されますが、健常児による差別、また健常児の保護者による差別、地域に住まう方々による差別、そういった差別が起こらない取り組みとして、過去からどのようなことを行ってきたでしょうか。また今回、新たに取組もうとしているものはあるでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 取り組みについてでございますけれども、これまで市が推進してまいりました特別支援教育は、障害のあるなしにかかわらず、お互いに理解し合い、また尊重し合うということで、ともに学んでいくというそういう共生社会の実現を目指して実施してまいりました。そういう中で、児童・生徒におきましてはお互いが苦手なことや課題を持っていたり、そのような相手の痛みがわかるというようなことを目的に、例えば通級指導学級の先生が通常学級において説明や指導をしたりしてまいりました。また、特別支援学級に通っている児童・生徒との共同学習、あるいは交流学习などを通じて理解、啓発に努めてまいりました。また、地域や保護者の皆様方に対しましては、特別支援教育、あるいは障害に対する理解をさらに深めていただくために、都立特別支援学校と共同での講演会を毎年実施してまいりました。新たな取り組みといたしましては、障害者差別解消法の施行に伴い、合理的配慮の視点を特別支援教室の実施方針の中にも取り入れました。また、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学級づくりという趣旨で、パンフレットを各学級において活用するなど、今後も取り組みを充実させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

教育環境のほうに移ります。

教育環境につきましては、わかりやすい授業を目指して授業改善が行われているという御答弁がありました。各学校において、具体的にどのようなことを行っているのか、特筆すべき点はどのようなものか、またそのことによってどのような効果が出ているのか教えてください。

○学校教育部参事（岡田博史君） 現在、小中一貫教育の取り組みを進めておりますけれども、その中で小中学校で1時間の授業の流れをそろえるというようなことを行っております。具体的には、まず学習の初めに子供に狙いを理解させまして、学習の見通しを持たせるということ。そして、自分の考えを持って友達と学び合う活動を取り入れるということ。そして、最後に1時間の授業で学んだことを振り返って、次の時間の学習課題を持たせるというような、そういう流れを、共通して1時間の流れを小中学校で、どの授業でも行うというようなことで取り組んでおります。このことによりまして、子供たちが授業の中で何をするのかということがわかり、課題が明確になるためにわかりやすい授業になるというようなことです。実際には先生方は授業の初めに黒板に授業の狙いというものを必ず書くようにするなど、今授業改善が着々と進んでいるところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） また、個に応じた指導が進むよう、放課後や休業日等にも人的な配置を行い、補習教室を実施しているということは非常に素晴らしいことであり、高く評価をするものですが、学力向上のために

は効率的な勉強方法の実施は当然のことながら、ある程度勉強時間の確保というものも必要になってくると思われれます。放課後や休業日に人的配置を行うということは、教師の負担増にもつながっていくと思われるのですが、教師よし、生徒よし、家庭よしという三方よしの状態をつくるための方策としては、どのようなことが考えられるでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 放課後、そして休業日の人的配置につきましては、学力ステップアップ推進地域指定事業、またやまとつくんとつくん塾におきまして、地域人材や学生の力をおかりして行っているところでございます。教員が会議をしている間に、補習教室をお願いしている場合もございます。現在、補習教室というように、学習を補うというようなことで力を使っておりますけれども、並行して小さいときから学習習慣を身につけさせて、例えば宿題をしないと気持ちが悪くというような感覚に、そういう状況にさせるというようなことが、子供たちにとっては大事なかなというふうに考えております。そのためには、幼稚園とか保育園、そういうところと連携をいたしまして、鉛筆の持ち方、また話の聞き方や話し方、そういうものを共通して指導していくというようなことが大事かなというふうにも考えております。そして、小学校1年生から学習規律が徹底できるようにしていきたいというふうに考えております。また、このことは家庭の中でも同じように実践してもらえよう、家庭にも啓発をいたしまして、三者で同じ方向を向いて取り組んでいくということが大切であるというふうに考えております。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** ありがとうございます。

今後の課題として、授業と家庭学習がより連動できるよう工夫し、児童・生徒がみずから進んで学習できる環境を整えていきたいという御答弁がありました。補習教室に参加をせずに自習したいという生徒がいた場合に、学校の教室を使うということについてはどのような課題が存在するのでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 安全上の問題としまして、教員がいない場所で子供だけで教室を使うということは、その管理上、難しいというふうに考えます。また決まった時間でなく、子供が自主的に学校に残って学習するということだと、その後、下校するというようなときの安全管理というものが課題になるというふうに考えております。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 市長からも、児童・生徒が意欲的に学習できる環境を整えることは重要であるという御答弁をいただいております。それに関連をしていますが、昨今の住宅事情によって家庭に自分の勉強部屋を持たない児童・生徒は少なからずいると思われれます。そういった児童・生徒が、家庭学習や自習を希望するときに、学校の教室を自習室として開放することはできないのでしょうか。もちろん全ての教室ということになりますと、管理上の問題が大きく非常に難しいと思います。しかし、図書館のように限られた数、一部の人がしか使えないようなスペースの制限があるわけでもなく、もし全生徒が希望したとしても、学校には必ず1人に1つずつの席が確保されているわけですから、公平、平等の観点からも対応は物理的には可能であると思われれます。さまざまな課題はあると思いますが、利用者数が少なければ、例えば図書室や理科室といった特別室を開放し、児童・生徒が自習できる場を提供していただけるような、そういった検討をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 先ほど申し上げました安全上の課題というものをクリアするためには、補習教室のように管理する大人がいて、そして実施するということが必要になろうかというふうに考えております。

補習教室の中で、勉強を教えてもらう場と、それから自主的に学習する場と、ともに場所を共有するというような形で実施するということが、可能かなというふうに思いますが、またこのことにつきましては校長会等に話をしながら、また考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ぜひ、前向きに検討していただければと思います。

不登校対策プロジェクトにつきましては、素晴らしい取り組みを継続されており、全国から視察に訪れる自治体が多数いらっしゃることも承知しております。ただ、一方で市民の方から、本来学校へ行っているはずの時間に市内をうろついている生徒を目撃したとかというような情報も寄せられているのも事実ですので、今後さらなるサポートルームでの教育が充実し、しっかりとしたケアがなされることを切に希望いたします。

特別支援教室につきましては、現行の通級指導学級がバージョンアップしたものとして、個々のレベルに応じた指導がなされ、QOLならぬQOSL、クオリティー・オブ・スクール・ライフが向上するような指導を求めるとともに、対象となる児童への差別が起こらないような対応を、引き続きとっていただくようお願いいたします。今回は触れませんでした。ぜひ三鷹市にあります武蔵野東学園で実施されている混合教育というものを、今後、研究されることを提案をさせていただきたいと思います。

児童・生徒の学習環境につきましては、学習意欲のある生徒が平等に自習できるような環境を整えるべく、学校の教室開放に向け諸課題を解決し、対応していただくことを希望して2つ目の質問を終了いたします。

3つ目の農業政策についてであります。

生産緑地の減少につきましては、減少していく要因が必ず存在します。後継者の問題や農業に対する魅力の問題といったことが挙げられると思いますが、市長も御答弁の中で現在の面積を維持できるよう努めていきたいとおっしゃっておりました。そこで、生産緑地を維持するため、あるいは拡大するための施策として、都内に限らず大都市近郊で行われている農業での成功事例というものは調査をされているのか伺います。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 制度といたしまして、生産緑地の面積を維持していくものといたしまして、生産緑地の追加指定がございます。平成26年には、都内では89件、面積にして約69ヘクタールが生産緑地として追加指定されております。そこで、大都市近郊で行われております農業での成功事例でございますが、東京都中央農業改良普及センター主催によります農業改良フォーラムにおきましての事例の報告がございますので、こちらを紹介させていただきます。

1つの事例といたしまして、清瀬市におきまして1.3ヘクタールの生産緑地を所有している農家の例でございますが、ハウス栽培を行い、ミズナ、トマト、アスパラガス等を生産してございます。トマトにみずからの専用ロゴマークをつけて、魅力的なトマトとして出荷し、消費者から好評を得ております。また、トマトの加工品としてジュース、ソース等をつくり、地元の農業販売店で販売するなど、生産緑地を維持させる上で、農業経営を継続させる努力を行っている事例として紹介されておりました。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ぜひ、そういった参考にできる事例があるものは参考にし、取り入れることができるものは取り入れていただきたいと思います。

東大和市の特産物として、狭山茶と多摩湖梨が御答弁の中で挙げておりましたが、特産物というのは、昔からそこで生産されていたものがあれば、それにこしたことはないと思うのですが、そういうことにこだわる必要はないと思います。市長は以前から、これぞ東大和というものをつくっていききたいとおっしゃっておりま

したが、市として狭山茶や多摩湖梨に続く農産物として、特産品にできるものは何かあるのでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 東大和市は、その土壌が野菜栽培に適していることから、大根、ジャガイモ、キャベツ等を初めとするさまざまな野菜が生産されております。こうした中で、市場で人気のある作物や、他市で余り栽培されていない作物の中で特産品の候補を探す。また、東大和という地名に関連するような名前のある作物を新たに生産するなどして、特産品とすることが考えられます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ブランド力をあわせ持つ農産物を一つでも多く生み出していくことが、当市の農業の発展に結びつくという御答弁をいただいておりますが、どういったものの生産に力を入れていくのかを決めることが、重要なポイントになると思います。ただ、トマトにしよう、キュウリにしようというふうに決めるだけでなく、そのものを生産した後に野菜や果物としての販売だけでなく、それを利用してさまざまな商品をつくり出すことができないと、ブランド力を持つには弱いような気がいたします。東大和ブランドの構築を目指すのであれば、農業者が生産したものを商業、工業、あるいは観光につなげていくといった産業の連携が重要なポイントになってくると思うのですが、市の御見解はいかがでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 地域ブランドの構築を推進して、ブランド力を持つ農産物をつくり出していき、こういうことに当たりましては、今御質問者からお話がありましたように、農業と工業、商業が連携して、地元産の野菜等を利用した製品を開発したり、その販路を開拓していくということが重要な要素であることから、産業の連携の推進、確立ということにつきましては、研究を進めていく必要があるというふうに認識しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） そういった特産物をつくり出していこうとするときに、現在従事している農家さんやJAの職員、市の職員といった限られた方からの意見だけでなく、東大和市を大々的にPRできる特産物をつくろうというように銘打って、広く市民からアイデアを募集するというやり方もあると思うのですが、そのあたりの市の考えはいかがでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 東大和市の新たな特産物をつくり出していくに当たって、市民の皆様から広く意見やアイデアを求めていくということなんです。こういったことに関しましては異なった視点からの考えですとか、それから手法っていいですか、そういったものを得ることができる有効な手段であるというふうには認識しております。市報ですとかホームページ等で、特産物に関するアイデアなどを募集しまして、市民の皆さんから特産物の開発につながるヒントや提案をいただき、その実現可能性などについて研究していくこと、こういったことについては実現可能な施策ではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） お隣の所沢市では、里芋を特産品としております。所沢産の里芋は、品質がよく高値で取引されるために、所沢市民が所沢産の里芋を手に入れることは難しいという話を伺ったこともあります。また、その里芋を広めていこうと、里芋本舗というNPO法人を立ち上げ、里芋を使った焼酎やコロッケパーティーを開発し、製品化しているようです。こういった事例から、市としてJAや農家に対して、また商工会に対してアイデアを提供するというような施策は考えられないでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 地場産野菜などの特産物を使った商品開発につきましては、さまざまな地域で取り組みが行われておりますが、こうした商品自体がネームバリューを高めることによって、特産物のブラン

ド力も向上させることができると考えております。こうしたことから、当市においても特産品の活用方法など、他市の先進事例等を研究してまいりながら、情報提供できるようなシステムづくりについて、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 東大和市の特産品を新たにつくっていかうとするならば、農家さんの御協力なくしてはできませんし、JAとの連携も欠かせないものになってきます。市とJAとの間に、現在活用されている連携体制としてどのようなものがあるのでしょうか。また、さらなる連携体制を考えたときに、どういった方策があるのでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 市では現在、地産地消を推進し、市内農産物の消費拡大を図っていることを目的に、JAや蔬菜園芸組合、農協の青壮年部と連携して市民との交流事業を行っております。また、産業まつりではJAと連携して市内農業の実情及び農産物を広く市民の皆様に紹介しておりますが、この祭りが農家と市民の交流の場となっており、農業への理解が深まっているものと考えております。

以上でございます。

○市民部長（広沢光政君） 済みません。後段、さらなる連携に対するという部分についてでございますけれども、先ほども御質問者のほうからお話がありましたように、多くの違った視点からのアイデアや意見というものが、特産品を創出するには必要となってくるというふうに考えてございます。そういったアイデアについて、生産の可能性ですとか収益、販路などの経営的な問題等も含めまして、生産者としての立場から意見を市と交換できるような、そういった場の設定と申しますか、そういう機会をつくり上げていくというようなことが、一つの方策としてはあるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 最初の質問で、観光行政について取り上げさせていただきました。観光地でない東大和市が観光事業で人を集めるために、農業支援と観光行政を一体として考えた場合、市としてどのようなことができるとお考えでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 市では、現在、観光事業として開催しておりますうまかんべえ〜祭、こちらにおいて地元産の野菜を課題食材とすることで、地場産野菜のPR等に、また消費拡大を図っているところでございます。また、会場におきましては、農業団体が野菜の直売を行っておりまして、多くの来場者の方にお買い求めいただいているというような状況でございまして、そういった意味で現在も観光行政と農業支援、こういったものを一体とした取り組みを行い、相乗効果によって集客数の面でも大きな効果を得ているというふうに認識しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 農作物、体験型の観光、集客、これらを一つに考えたときに、例えばイチゴ狩りやブドウ狩りといった果樹園を観光コースの中に取り入れ、実際に体験してもらうだけでなく、そこでお土産も買ってもらうツアーというものを思い浮かべます。もちろん市内にそういった広大な果樹園を持っている農家さんはいらっしゃると思いますので、実現するには多くの課題を克服していかなければならないわけですが、そういった農家を育てる、あるいはそういうことを事業として取り組んでもらう方を募って、例えば半官半民のような形で援助していくようなやり方というのは、農業と観光の両方を推進するという観点から、検討していくことはできないでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 今お話がありましたように、都市近郊においてイチゴ狩りですとかブドウ狩りなどの体験型の果樹園、こういったものは非常に人気があるというふうには聞き及んでおります。こういった観光農園の開設につきましては、まず先ほど議員のほうからもお話があったように、その開設ですとか経営に取り組む意思のある方がいらっしゃるかどうかというのが、まず第1、必要なポイントなのかなというふうに考えてございます。そういった希望者っていますか、そういった方がいらした場合には、運営の補助なども含めた中で、行政側としてどのような支援ができるのかということについては、研究していく必要があるなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いいたします。

農業政策につきましては、都市農業の重要性は認識しているものの、実態は右肩下がりの状態が続いているというのは、どこの自治体も共通の問題ではないかというふうに思います。地域ブランドの構築につきましては、生産される農産物から何ができるかというよりも、今売れている観光グッズは何か、お土産として人気のある商品は何かを考え、それに合った作物の生産に力を入れるといった逆転の発想で検討することも大切ではないかというふうに考えます。観光事業に力を入れていくなら、当市を訪れる人たちが、お土産としてどういったものを求める傾向にあるのか、そのニーズを満たすために売れる商品は何か、そのためにはどういう作物をつくっていくのが効果的なのか、そういったことを一連の流れの中で考え、線としてつなげていくことが、今後の東大和市の発展に通じていくのではないかというふうに思いますので、そのことを提案させていただいて、今回の私の一般質問を終了いたします。

○議長（関田正民君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 床 鍋 義 博 君

○議長（関田正民君） 次に、21番、床鍋義博議員を指名いたします。

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、やまとみどりの床鍋でございます。平成28年第1回東大和市議会定例会において、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、私が質問させていただく事項は4つございます。

まず第1として、市内文化交流について。

①市民文化祭や公民館活動等には多くの市民の方が参加し、また楽しく鑑賞されております。これらの活動を活発にするための取り組みについての課題と今後の予定について伺います。

2番として、子供を取り巻く環境について。

①として、親の経済状況やネグレクトによる影響、状況の把握について。

②として、地域住民との協働について。

3番目として、ごみ行政について。

①3市共同資源化事業基本構想及び今後の予定について。

②総合的なごみ行政についての現状と今後の予定について。

4番目として、動物飼育について。

①として、小中学校の動物飼育状況について。

②として、ペット飼育、地域猫対策についてを伺います。

以上、この場における質問は以上とし、再質問については自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[21番 床鍋義博君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、市内の文化交流についてであります。平成27年度の市民文化祭では各部門で若い世代の参加に積極的に取り組んでまいりました。特に展示部門では、子供たちの作品コーナーを別に設けたり、サポートルームの生徒たちの作品展示が新たに加わるなど、市民文化祭の内容が着実に変化してきていることを実感いたしました。また、公民館でも祭りや「夏休みみんなでつくる遊空間」等で幼稚園児から高校生までの皆さんが、ダンスなどで参加していただいております。こうした世代間の文化交流の機会が、市民の皆様により身近な場所で行われることは、まち全体の文化振興につながると考えられますので、今後も障害のある方々も含め、どのような方策がとれるか研究してまいりたいと思います。

次に、子供を取り巻く環境についてであります。親の経済状況やネグレクトによる影響、状況の把握につきましては、子供やその家庭に関する総合的な総合窓口である子ども家庭支援センターにおきまして、御本人からの相談や虐待などの通告、要保護児童対策地域協議会の関係機関から情報を収集、把握して対象世帯や個人へ支援を行っております。非行など行動に問題のある児童の情報は集まりやすい傾向にありますが、子供の貧困状況やネグレクトなどの情報につきましては、特に近隣の住民の方々からの情報が重要と考えております。このため市といたしましては、平成27年7月から開始されました児童相談所への全国共通ダイヤル189——いちはやくの普及啓発に努め、児童虐待防止について周知してまいりたいと考えております。また、子ども食堂や無料の学習塾の開催など、今後も地域住民との協働を通して支援してまいります。

次に、3市共同資源化事業基本構想及び今後の予定についてであります。平成27年12月に作成しました（仮称）3市共同資源物処理施設整備実施計画（案）及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画（案）について、平成28年1月12日、13日の2日間、小平市、武蔵村山市及び当市の市民の皆様を対象に説明会を開催いたしました。また、平成28年1月の施設整備地域連絡協議会は、施設建設の議論や御意見等をいただくため、開催回数をふやし会議を開催したところであります。今後につきましては、この2つの計画をもとに事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、総合的なごみ行政の現状と今後の予定についてであります。当市の廃棄物を将来にわたり安定的に処理するため、平成28年2月に東大和市一般廃棄物処理基本計画の見直しを行い、（仮称）新ごみ焼却施設の計画概要を追加したところであります。今後につきましては、（仮称）3市共同資源物処理施設、（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の整備とあわせ、（仮称）新ごみ焼却施設の整備に向け、小平市、武蔵村山市及び当市と小平・村山・大和衛生組合の4団体で一致して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小中学校の動物飼育状況についてであります。各小中学校において飼育している動物は、現在はいないと認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、ペット飼育及び地域猫対策についてであります。市では市報や公式ホームページにおきまして、ペットの適切な飼い方やマナーに関する情報提供を行い、普及啓発に努めております。また、飼い犬及び飼い猫の避妊等手術補助事業を実施し、不適切な繁殖の抑制を図り、適切な飼養の支援を行っております。地域猫対策につきましては、飼い主のいない猫も避妊等手術補助事業の対象とすることで、繁殖の制限を図ってござ

す。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 小中学校の動物飼育状況についてであります。学校において小動物などの生き物を継続して飼育することにつきましては、生命のとうとさについて実感を通して学ぶという観点から、大切な教育活動の一つであると考えております。現在、市内各学校におきまして、ウサギや鶏など飼育小屋で飼育している動物は、飼育環境等のこともあり、飼育されていない状況であります。教室等において、金魚やカメなどを育てる学校は数多くございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

市内文化交流について、今市長から御答弁がありましたので、ほぼほぼ私、今回要望させていただくことを網羅されてお答えいただいたので、そのことを強く推進していただければいいのかなと思うんですけども、前回の議会の質問でちょっと時間切れとなってしまって、この質問、ちょっと取り上げられなかったものから、今回再度取り上げさせていただきました。

たしか毎年、市民文化祭や公民館まつりなどに御招待いただきまして、市民の方の文化活動を拝見させていただいております。ステージや作品などが、すごくレベルが高くて、非常にこういったものが、日々の活動で皆さんプロに近いようなものが、たくさん知らればいいなというふうに思っておりました。一方、学校からもさまざまな展示会などの御案内がありまして、学習発表会なども見させていただいております。

その中で、以前に議会で部活動の話をしていただいたときに、地域住民の方と協働することによって、例えば先生が転任されたときに、その人たちの力をかりて、その部活動を維持、推進するというのを前、お願いしたことがあるんですけども、それと似たようなことでして、文化活動にも同じことがいえるのではないかなと思いました。実際に文化協会の方々とお話をさせていただいたときに、こういう発表の場というものももっとたくさんあればいいな。そのときに、ちょっと本当にアイデアで思いついて、学校でこういうことを、こういう作品展示とかそういったことがあるときに、一緒にやられるというのは楽しいですよって話をしたときに、それはすごくいいアイデアですねということで。そういうこともあって、最近いろいろ学校と協働で、先ほど市長の御答弁があったように少しずつですが、学校と文化、地域の皆さんとの活動をコラボするみたいな形になってきたのかなと思っております。これをすごく広げることで、これまでの交流が自治会単位であったりとか、防災とか商店街とか、そういうルートの際際のほか、交流のほかに、すごく世代間の趣味を通してというんですか、そういう文化活動を通しての活動が、また新たなルートとして活性化する、そういうことになると思うんですけども、いいのかなって思います。

具体的に、例えば書道、書き初めとかで、小学校で展示されるときに、公民館活動とか文化活動をやってらっしゃる、すごく上手な方の作品と一緒に展示することで、将来、例えばその子供たちが、高校とか大学へ行ったときに習字とか離れちゃう場合がありますよね。そういったことを離れなくするために、そういう人たちと交流することによって、ああ公民館活動のところで、こういううまい人がいるから、そういうところでちょっと学ばばいいなというような形で、若い人が公民館活動に入ってもらえるといいかなって思うんですけども、そういった取り組み、今後の取り組みということを具体的にしていくために話し合いとか、

そういった機会を設けたらいかがかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） ただいま、学校で大人の作品を、小中学校での展覧会などで展示したらどうですかというような御提案というふうに理解をしたところでございますけども、ここのところ市民文化祭、ここ何年かですけども、団体の皆さんには子供や若い方々の作品、それから一緒にやってくれないかと、そういうことを各団体の皆さんにお話をしてきたところでございます。そのかいもあって、昨年の市民文化祭、昨年10月から25日間、行いました。市民文化祭では、全部で30部門あるんですけども、その約半分の14部門で子供さん、それから若い方々、高校生も含めてになりますけども、参加をさせていただいた経過がございます。

議員のお話では、これを今度逆に大人の作品を中学校とかで、地域と一緒にやってみないかと、やってみたらどうだというふうな御提案だと思いますけども、実際そういうことがもしできれば、新たな世代間交流とか、それから子供たちにとってはすごく感動したり刺激を受けたり、そういうことは想像できると思っております。そういうことを考えまして、今後につきましては文化協会とか、それから公民館のほうも利用者連絡会がありますし、意向を聞いてみて、まずどういうことができるのかなという、その辺からまず研究をする必要があるのかなと思っております。いただきました提案でございますので、今後どういうことができるのか、その把握をした上で学校との調整とか相談になってくるのかなというふうには思っておりますが、いずれにしても研究をしていくと、そういうことでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ありがとうございます。

私自身が、子供の展示会とかに行ったときに、やっぱり子供の作品が展示されると結構、親御さんいっぱい来るんですね。そうすると、その人たちは、通常余り公民館の活動とか、市民文化祭のところに結構行かないような人たちも来るんですね。そういう人たちが、新たにそういうことを見ることによって、実は保護者の方々が、ああこういうことが行ってたんだなという、そういう新たな発見にもまたなると思うんで、子供に対してもそうですし、子供の親御さんにとってもすごくいい試みだなと思っておりますので、ぜひお願いをしたいと思っております。

次に、最近、自治体や商店街とかNPOなどが主導して、まちかど美術館とか、まちごと美術館みたいなことをやられていることを結構聞きます。どういうことかという、もちろん美術館が拠点となって、そこに行く道まで、ある一定のテーマに沿って商店街とか、そういった人、地域住民の方が協力して作品に似たようなというか、そのテーマに沿ったものを展示したりとか、そういうことをやったりをします。もちろん今、東大和には美術館がなくて、今もちろん吉岡堅二画伯の美術館を検討されてる——計画中ですけれども、そういうことも一つありますと。先ほど言ったように、市民の方がつくっているいろいろ芸術作品と、そういったことも含めてさまざまな市の場所に展示とか常設展とか、ある一定のテーマを決めて作品を展示するとか。今、市役所では耐震工事をやってるので、1階の通路のところによくポスター展の作品とか、男女共同参画の短歌、川柳かな——が飾られて、すごく楽しく見させていただいてますけども、その市役所のスペースで、まだまだ余力があるところもあるかな。例えば1階ロビーの待合室のところの周りとか、まだ作品が展示できるところがあるかなと思っております。あそこ結構、市民の方が順番待ちで並んだりするとき、結構退屈そうにしてたりするところもあるんで、もちろん地域情報コーナーのところは、結構皆さんそういった地域情報のことを見ながら過ごしてるんですけども、逆側の自動販売機のある前のあたりとかは、テレビがあって、もちろん広告とか流れてるんですけども、それ以外にそういう作品とか展示するスペースがあればいいかなと思ったりする

ことがあります。そのほか市が管理するところで人が往来するような、公民館もそうですけれども、郷土博物館とか、そういったところにもそういう展示するスペースとか、そういったことを行っていくことによって、市民の方が展示する場所がふえることで、モチベーションが上がるかなっていうふうに思うんですけど、そのあたりのことを今後検討してはいかがかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 庁舎の関係について御説明申し上げますと、市民ロビーは構造的にうちの市役所はオープンフロアの方式をとっています。ですから、窓が多くて壁が非常に少ないと。市民の待ち合いの場所も、視界をできるだけいい状態にしとくと。これは呼ばれる場所ですから、見える状態にやはりしとく必要があると思います。そういうことを考えますと、あそこに固定の何かものを建てるというのは、なかなか難しいというふうには思っています。ですから1階の通路の部分、ここは活用できると思います。ただ、ここも年間25回ほどいろんなイベントをやっています。大体1週間から2週間、みんなやっていますんで、かなり埋まっていますから。ただそのあいてる期間をもって可動式の設置であれば、主管課を通して申請をしていただければ、そういった展示は可能だというふうには考えております。

以上です。

○社会教育部長（小俣 学君） 今、市役所のロビーについてのスペースについて話ございましたけども、社会教育部でも展示、発表する方々がふえているということは、常日ごろからお話を聞く中で承知をしておりますので、何かできないかというふうに考えてきているところでございます。そのことから平成25年度、郷土博物館においては企画展示室というところがございますけども、そちらを市民の方に広く市報等で募集をしまして、25年度には5団体、それから26年度には8団体の方が利用されたということでふえております。そのほか今年度からの平成27年度の新たな試みとして、中央図書館の2階を展示コーナーとして公募をしております。こちらにつきましては、10月15日号で募集をしまして、実際には東大和市文学散歩の会という皆様に、1月23日から1月31日まで、昭和時代の絵本の展示を2階の展示コーナーでしていただきました。去る1月15日号におきましても、また再度、2階の展示コーナーの募集をしまして、こちらについては写真の団体から応募をいただいていると。こちらにつきましては、来る4月6日から写真の展示をします。そんなことで、市民に新たに展示できる場所について、私どももできるところから公募をし、団体の方々に利用していただきたいと思いながらやってるところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） いろんな場所を、できそうなところ、先ほど市民のロビーのところは難しいところがあるなって、もちろん確かにそういうふうに言われればそうだなと思うんですけども、例えば食堂とか、まだまだやれそうなところが見回せばあるかなと思いますので、そういったところを検討して、そういう市民の方の芸術作品を展示し、また見る側もそれによって、しょっちゅう芸術作品を見ることによって、目が肥えてくると思うんですよね。そういったことで文化交流とか、文化のレベル感というんですかね、そういったことを上げていくことも必要かなと思いますので、ぜひ検討をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、子供を取り巻く環境についてです。

2012年の厚生労働省のデータでは、子供の貧困率が16.3%、実に6人に1人が貧困であると言われてます。しかし、見た目ではなかなか判断しづらいため、そんなにも多くの子供が貧困状態であるということは、なかなか私たちの周りを見ると、容易には信じがたいかなと思うんですけども、確実にデータでいけば、貧困に苦しむ子供がいるという事実ということは、知る必要があるかなというふうに思います。

平成26年の8月には、子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定されて、今度は地方自治体が具体的な施策をしている段階であると思います。先ほどの御答弁では、子ども家庭支援センターや要保護児童対策地域協議会、要対協ですね——などの関係機関から情報収集、把握、対応しているとのことでした。これはもちろん大綱が示される以前から、きちんに行われたことだと思うんですけども、今回、大綱が示された後で市がとった対応というものが何かありましたら教えていただけますでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほど市長のほうの答弁でもございましたけれども、その後、市民の団体が、世間でよく言われてます子ども食堂ですね。昨年、平成27年の9月からですかね——開設したというところでもございまして、そちらの広報に努めるとともに、社会福祉協議会の助成制度の橋渡しをしたり、それから以前からやっておる、やはりこちらもボランティアの団体でございますけども、学習支援ということで、通常の学習支援から高校入試、特に都立高校を目指すお子さんと、私塾ですかね、学習塾に行けないようなお子さんに対して、受験対策の——特に数学と英語でございますけれども、こちらのほうも3年ぐらい前からやってる団体もございまして、そちらにつきましては場所の提供、さらには広報をしているところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） この子ども食堂については、前々回ですか、私もこの活動に対してこの場で質問させていただきました。その後、活動しているところにも行ってきまして、またお話も聞いてきましたところ、徐々に子ども食堂に関しては利用者さんがふえてきてると。また、地元の方で食材等を提供していただいて、非常に助かってるといってお話を聞いております。ただ、やはり本当に必要なところ、貧困とネグレクト等で食事がうまく摂取できないような人のところには、まだ情報が届いてないのかなと、そういうようなお話をいただいております。その中で、市と連携をして情報をあらゆるところに届けてほしいなという希望もありますし、またこちらの方がそういった場所に赴いてお話を聞いてほしいということも聞いております。

例えば個人情報保護で、情報を例えば要対協とかそういったところで持っていたとしても、こういう民間の方にその情報を出すということはなかなか難しいと思うんですよね。それであれば、逆にそういう人たちの活動をいろんなところに隅々に行き渡らせると、そういった方法で本当にそういうことが必要な子供たちに情報が届けばなというふうに思っております。

同じく賢治の家ですね、無料の塾を開いてる方にもお話を聞いたところ、同じような悩みを持ってました。本当に必要なところじゃないところって言ったらおかしいんですけども、もちろん勉強したいという子供たちが来るので、それに対して教えることはすごくいいんですけども、本当に経済的に貧困で、そういったところに来れない人についてないんじゃないかなということも、同じ悩みを持ってましたので、ぜひそういった市民団体の方がやる気のあるうちって言ったらおかしいんですけども、なかなか自分たちのやってるサービスが、活動が本当の思ってるところに届いてなかったりとか、余り行政が積極的にかかってこなかったりしたりすると力が途切れちゃうんですよね。それより、そうなる前に、やはり適切な対応というんですかね、いろんな情報を教えてあげるとかということも市はやってほしいなと思うんですけども、そのあたり今後、連絡協議会みたいなそういったことも含め、そういうことができるのでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） なかなかそのような団体の方に提供するような場はないんですけども、やはり子ども食堂を、国のほうでも居場所と食事の提供、それから学習支援でしょうか、それをセットで支援をしていただくという制度も、ここで創設されたようなんですけども、なかなか要綱を見ないと、どういう内容かというのはわからないんですけども、そういうところを聞きつけて——市内で子ども食堂をやりたいと

いう団体も何団体かお話を伺ってますので、その制度に乗れば、積極的にお話させていただいて、実施していただくのいいのかなと思うんですけども、そういうような団体が数そろいましたら、お互いの情報提供とか、そういうところの橋渡しはしてもいいかなんていうふうには思っているところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

子供の貧困問題といっても、かなり部分が親の経済状況が影響するわけで、その指標の一つとして、生活保護の受給の有無であったり、ひとり親世帯であったり、雇用状況が正規か非正規かとか、そういったことが、子供の進学率などもそうかもしれませんけども、これらは全て市のいろんな部門にまたがる情報で、ばらばらに持つてると思うんですよね。そういったことを情報共有化する必要があるかなと思うんですけども、自治体によってはこの貧困ということに絞り込んで、プロジェクトチームを立ち上げて情報集約、連携することをやっているところもあるようですけども、東大和市のこの情報共有の状況、またはそれに対するプロジェクトに関しては、どのような形で取り組んでいるのでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今、最初に、初めのほうに床鍋議員が、子供の貧困対策に関する大綱が平成26年に施行されたというお話がございましたけれども、それを受けて東京都におきましても、計画を策定して、大綱を策定するというので、まだのようでございますけれども、そちらのほうを見て市町村は大体決めていくというのが通常かなと思うんですけども、今は総合的な貧困対策、生活保護にいく前の相談の支援をするというところで、そえるがでございますので、そちらの活用をこれからどういうふうにしていけるかなというところが、課題かなと思いますけども、積極的にそちらのほうも活用できればというふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時40分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほど私の答弁の中で、国が子供の貧困対策に対する大綱を策定したということで、それを勘案して東京都は子供の——都の子供の貧困対策計画を今策定中であるというようなことを答弁申し上げましたけれども、東京都は子供の貧困対策計画ということではなくて、子供の貧困対策につきましては、現在もう策定してございます子ども・子育て支援総合計画の中に取り込んでいくということで、今作業しているというふうにお聞きしております。

以上のように訂正をお願いいたします。

○21番（床鍋義博君） では次、大綱の中には教育支援に関しては学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策を展開するということがうたわれております。学校というのは、給食費や教材費や、その他積立金などの納付状況がわかりますし、例えば歯科健診などで虫歯の状況がわかる。この虫歯の状況がわかるというのは、何でかなと思ったんですけども、基本的に診療は無料ですけども、低学年の子供の場合には、結局、親が仕事で連れていけないとか、ほかに連れていってくれる親族や友人がいないなど孤立化してる可能性がある。また、ネグレクトなどによって連れていってもらえないと。そういったことを発見することとして、例

として挙げられてます。そういう意味で、学校のそういった情報が、いろんなさまざまな、先ほど言った要対協とかの機関に情報が上がっているのかな、そういう可能性も含めて上がってればいいんですけども、今そういった状況はどのようになっていますでしょうか。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 歯科健診の情報が、子ども家庭支援センターなどに届いているかということでございます。市では、東大和市要保護児童対策地域協議会という組織をつくっております、その構成メンバーに東大和市歯科医師会の先生にも入っていただいております。その中で、実務担当者会などがございまして、その中で進行管理、情報交換ということで、そういう情報は入ることになっております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） それを聞いて安心をしました。

じゃ歯科医師会に関しては、それでいいんですけども、学校の納付状況なども、同様にそこで共有されるということでもいいんですかね、学校の教材費等々の。それをお聞かせください。

○子育て支援課長（高橋宏之君） ただいまの要対協の関係になります。要対協の構成メンバーの中には、市の機関といたしまして学校教育部も入っておりますので、必要があればそういう情報はその場で討論されるというふうに考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ありがとうございます。

あと就学援助制度に関する周知方法なんですけれども、当市では市のホームページや市報などに掲載するほか、入学時に申請書を配布されてると思います。そのほかにはどのような周知方法をとられているのか、教えていただけますでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 今議員のおっしゃられた手続といいますか、制度の御案内のほかに、転入されてきた方など、そういう方の場合には担任とお話といいますか、面談の中でそういう制度についても極力全て行き渡るように努めているところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 他の自治体では、もう入学時に申請書を配布するのではなくて、就学案内の書類に、もうそういうものがありますよと記載したり、保護者向けの説明会がその前にありますよね。そういったところで、もう既にお話をするので、手続が素早く、もう4月からできるようにやっていると結構あるそうなので、こういったことは早目の対応がいいのかなと思いますので、ぜひ参考にしてほしいなと思います。

これは要望ですので、御答弁は結構です。

足立区では、母子手帳交付のときに、妊娠届アンケートというものがあって、それにいろいろ書いてもらうそうです。就労状況であるとか、それが望まない妊娠だったのかなど、すごくプライベートにかかわることなんですけども、それを尋ねることにより、早期に支援を必要とする家庭を把握することができたようです。そうすると、1回の赤ちゃん訪問をその方に関しては2回にするとか、具体的な行動にすんなり移ることができると。また、そういうことで、職員のそういうことを発見する意識がすごく高まったということなんですね。

また、足立区では「つなぐ」シートというものがあるそうで、これはすごく紙ベースでアナログなんですけれども、例えば健康保険の減免のために来庁された方がいると、その原因は何だろうか、サラ金で苦しんでいるのであれば、消費者センターや弁護士の無料相談を紹介するとか、鬱などが原因で仕事できてない状態なのかと、そういうのであれば保健センターにつなげると、保健所ですね。東大和でいえば、保健センターに

つなげると。その際、シートを活用して情報を集約していくことで早期に対応が可能になるということです。

病気とかでも同じですけれども、こういったさまざまな問題は早期に発見すればするほどコストがすごく、コストと申しますか、当事者や関係者の損失はすごく減る、そういった傾向があると思います。こちらから能動的に働きかけることにより情報を引き出せると、そういったすごくいい例だなと思います。ぜひ、これは市役所の全体の部門にもかかわってくるのだと思います。今回の施策に限らず、広くそういったことをできればいいかなと思います。今後そういったことを取り組んでいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいまの御質問者からの御提案でございますけれども、市におきましては先ほど子ども生活部長のほうからも答弁させていただきましたが、平成26年度から東大和市くらし・しごと応援センター そえるを立ち上げまして、生活困窮者の自立支援ということに取り組んでいるところでございます。生活困窮者の自立支援調整会議というものを定例的に行っておりまして、その中では19機関、総勢20名の委員が出ておりまして、例えば立川のハローワークだったり、商工会や社会福祉協議会を初めとして、市内のさまざまな福祉関係団体、それから障害者の相談の関係の方、それから市の福祉部と市民部の課税課や納税課、保険年金課等、あと産業振興課、それから子ども生活部と学校教育部なども全て入っておりますので、その中で生活困窮等を含めたさまざまな情報交換等もなされておりますので、そういったところで引き続き情報共有を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ぜひ、部門間にわたった情報共有というのはすごく必要だと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、新しく昨年設置された児童相談所の電話番号、189——いちはやくの普及について、先ほど御答弁いただきました。やはり関連団体とかには、周知することは当然なんですけれども、やっぱりこれは一般の方にたくさん知られないと、なかなかどこに連絡したらいいのかなというのがわからないのに、この「189」という3つの番号ってすごくいいと思うんですよ。児童相談所の番号をそらんじている人は、なかなか多くはないと思いますので。ただ、一般に110番とか119番というのは、すぐ警察や消防、救急という認知度はすごく高いですけれども、児童虐待に関してはなかなかどこに連絡したらいいかというふうにわからないと思うんですね。この周知する方法として、一つちょっと考えられるのは、市内に青パトが巡回を、防犯のために巡回をしております。この活動は、市民の安全安心のために非常によい施策であるなというふうに思っているわけですが、児童虐待とかは紛れもなく犯罪でありますので、これを予防するという観点でいえば、まさに防犯の意味を持つというふうに考えます。この青パトで呼びかけるであるとか、例えば車体の横に「189」のステッカーなどを張って啓発するということが可能なのでしょうか。やってほしいなというふうに要望したいんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 青色回転パトカーの活用ですが、アナウンスの関係は、これは振り込み詐欺とか、そういうのがあったときにはやっておりますので、主管課のほうから要請をいただければ、常時というわけにはいきませんが、ある一定の期間とか、そういうことであれば対応はできると思います。

それから、車体への添付ですが、青パトは一応警察のほうからいろいろ受けたりしておりますので、ほかのものをつけることは可能なのかどうか、その辺はちょっと確認してみないと何ともお答えはいたしかねます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 可能なところから、ぜひお願いをしたいなというふうに思います。

また、青パトのほかにも、例えば常時、市民の目につくところ、市役所もそうですし、図書館であるとか公民館であるとか掲示板であるとか、さまざまところにそういう場所がありますので、ぜひそういった見えやすいところに189というものを浸透させてほしいなというふうに思います。これ要望ですので、御答弁は結構です。

将来を担う子供たちを取り巻く環境を整えていくというようなことは、もう我々の義務だと考えておりますので、また市民と市とが一体となって進めなければいけないという、そういったこともあります。大和から1人の不幸な子供がいなくなるようお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

ごみ行政についてです。

これ、毎回同じ質問をずっとさせていただいております、最初に。3市共同資源物処理施設整備連絡協議会、以下、協議会というふうに呼ばさせていただきますけれども、この協議会において、現在、建設に対して住民の同意を得られていると判断できますでしょうか。前回の御答弁では、一部の反対があるものの協議会全体としては理解が得られているというふうにされておりました。私はそのときも申し上げましたけれども、この協議会の傍聴をずっと通して見て、この答弁とは真逆の印象を持っています。再度同じ御答弁されるのかどうか、これについてお伺いします。

○環境部長（田口茂夫君） 今議員から少しお話がありましたとおり、特に前回、平成27年第4回定例会の一般質問におきましても同様な質問をいただいております、その質問に対しまして私から、協議会の参加者の一部におきましては、いまだ建設自体に反対されている状況には変わらない状況であると。しかしながら、3市共同資源物処理施設の建設において、地域住民の皆様が一番心配されております環境対策があると認識しております。この環境対策においては、勉強会を初め施設見学会の実施、環境影響調査の状況、さらには施設における環境対策の予定等を丁寧に説明していることから、この点につきましては理解が進んでいると考えておりますと答弁をさせていただいております。

その後、本年1月の地域連絡協議会におきまして、あたかもほんの一部の住民が反対しているかの内容であるのか、また一部という数値的根拠があるのかというような御意見が出ておりますことから、少しお時間をいただきまして丁寧に御回答をさせていただきたいと思っております。

まず、地域連絡協議会に参加できる対象団体といたしましては、建設予定地から半径800メートルの東大和市内の自治会、マンション管理組合などの代表者及び選任者ということになっております。この地域には、自治会、マンション管理組合が約44団体ほどございますが、建設には反対をしない、行政に任せるというようなことから、協議会に参加されていない団体もございます。現在、約20団体が、この協議会に参加されておりますが、このような施設におきましては全ての方から理解を得ることは大変難しいと考えております。また、参加されている団体の方々におきましては、施設建設に反対の意見、施設建設に反対の意見や環境への不安をお持ちの方が多くと考えております。このような中ではありますが、参加されている団体の一部からは、近くに施設が建設されることに賛成ではないけれども、建設するのであればよい施設を建設してほしいといった御意見も出ていらっしゃるところでございます。

また会議の議事録、これ全文録を小平・村山・大和衛生組合のホームページに掲載をさせていただいておりますので、こちらをごらんいただくとおわかりになるかと思いますが、積極的に御意見を述べられている方が、おおむね6名から7名ぐらいということで、偏っている状況であると思っております。この方々が、施設建設に反対されている状況であるということは、私どもも十分認識はしてございますが、この方々以外の方々の意

見が余り私どもの耳に入ってきていない、意見が述べられていないという状況であるということでございます。
以上です。

○21番(床鍋義博君) 今偏ってるって意見があったんですけど、ちょっとそれおかしいかなと思うんですね。反対してるから偏ってるというのは、おかしいじゃないですか。意見を出してないから、その意見は届いてないから、それは恐らく賛成なんだって、そういうふう聞こえてしまいますよ。意見を言っていないんだから、言っていない以上は意見ないわけじゃないですか。だから、それをあたかも賛成のようにして捉えるというのはおかしい話であって、今の発言に関してはあたかも、前回と同じように一部の方が反対してるというふうにもとられますよ。実際に44団体があって、それらの中にも、市がやることだから建設には賛成するという人もいって言いましたけど、全員じゃないじゃないですか。今の言い方だと、その44団体で参加していないところに関しては、そういう人もいいるから賛成のほうなんだというふうにもとられかねないので、物事を正確に言うためには、私が先ほど言った質問は、協議会において今周辺住民の同意が得られている状態ですかということ聞いたわけですよ。それに対する答えを言ってほしいわけで、その44団体の話とかは聞いてないわけですよ。そのあたりのことを、今現在、同意を得られているのか、得られていないのかをお答えください。

○環境部長(田口茂夫君) 私が6名、7名に偏っているというのは、この協議会の中に、参加されてる中におきましても、意見を積極的に述べられている方は六、七名、これは議事録のほうをお読みいただければおわかりになると思います。その方々の意見が積極的に出ていると、これは事実としてお答えをさせていただいたわけでございます。

また、他の方々の意見が余り、その会議の中で発言がされていないということの事実だというふうには私どもは認識しております。また、先ほども御答弁をさせていただきましたが、協議会の中、参加されている団体にあつては、施設建設に反対の意見や環境不安へのお持ちの方が多く、要するに反対されてる方も多いというふうにお答弁はさせていただいたということでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 前回、2月13日ですかね——の協議会において、これまで何度と会合を重ねてきて、特にこの1月に関しては3回開催されてます。参加住民への説明を丁寧に行っているのかというと、実はそうではなくて、結局、行政が最初に決めたスケジュールどおりに進めるために行っているのではないかなというふうに、そういうふう映ってしまいます。その2月13日に議長が、今現在はどのような状況かということアンケートをとっておりました。その中で、やはり数字は言いませんけれども、圧倒的に住民の理解を得ていない。今までの進め方についても十分じゃない。地域住民の理解は得られているかについても、ほとんど得られてないというようなアンケート結果でした。もちろん部長はその場にいられたので、御存じかと思えますけれども。そういった中で、今後この住民の合意に関して、じゃどうやっていくのか、それをお聞かせください。

○環境部長(田口茂夫君) 今議員のほうから合意というふうなお話でしたが、この合意を得るということは、私どももお話はしてございませぬし、理解を得る努力はしていくということで私どもも考えております。なかなか合意となると、合意文書を結べるとか、そういったことになるとなかなか難しいのかなというふうに思っております。当然現在も月1回程度、1月においてはそれ以上ということで、会議等は開催させていただいておりますけども、引き続き地域住民の皆様方に対しましては、丁寧にこういった協議会を活用しながら理解を得る努力はしていくと。また、当然建設に向けてということでございますけども、これは建設中にお

いても、仮に建設が終わった後、運用が始まった後におきましても、当然のごとく地域住民の方々と、こういった協議会になるかどうかはまだ確定はしてございませんけども、そういったところでお互いに理解を深めていく必要はあるというふうには考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) それまで、先ほど合意は、合意でなくて理解だと。じゃ、今度、私の聞き方も変えませうけども、参加している住民の方の理解が深まらない理由は、これ何ですかね。私は傍聴してると、毎回、参加住民の方から質問があつて、それに対してその場で答えられないことが多くて、持ち越して次の会議で、協議会でそのことが話し合われるのかなと思つたら、次のスケジュールどおり、また説明が始まって、前回持ち越した質問事項に関して答えられないことが非常に多い。そういうことを繰り返しているのだから、結局、理解を得る努力はしてるというふうには言ってますけれども、結局のところ結果的には、その努力が見えてきてない。だから、そういうふうには、例えば前回質問をされたことに関しての答えを、きっちりとして持ってくれば、そのものは解決するじゃないですか。同じ質問を何回も何回も何回も住民の方はされてます。これはそのことに対しての答えがちゃんと、合理的な答えがきてないからですよ。協議会の最初のときに、たしか合理的な理由、そういったデータとかそういったものを含めて、理解できるものであれば賛成しますよと言つた参加住民の方もいらつしやいました。その方は、今反対に回つていますが、そういうことをきっちりやっつけていけば理解が進んでいくんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 今議員からお話がありましたとおり、質問に明確に回答ができていないというところにつきましては、その数字的なものにつきましても、規模の問題ですとか、そういったところの中で、今回、3市共同資源物処理施設の実施計画案の中でも、基本構想から一歩進んだ形の中で環境対策を含め、そういったところは明確にしてきているつもりではございます。それはあくまでも施設の中身というふうなところかとは思いますが、今議員からお話がありましたとおり、俗に言うそもそも論というところにつきましても、文書において、これは4団体で明確に回答しているというふうには、我々としては考えておりますが、その回答で市民の方々が十分に理解できるかどうかということが、一番大きな問題になつてるといふふうには考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 理解をしてるかしてないからって、私も傍聴してみても全然理解できないことが多いですね。例えば民間とのコストの比較に関しては、協議会でも何度も質問があつたにもかかわらず、いまだに示されていないじゃないですか。それに関して議会でも、もう何年も前になりますけども、コスト問題を取り上げて、コストを示さないと我々は判断できない、できないわけだから示してくださいということに関して、適切な時期にコスト比較を行うとか、示していくという話であつたけれども、これまで建設コストは、最近やつと出ましたけども、維持管理コスト、それとの民間の比較、それに関してはいまだに出てきておりません。これはじゃ、この協議会においていつ示されるんでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) さきの小平・村山・大和衛生組合の定例会におきまして、組合からこの部分につきまして答弁がされております。施設の建設につきましては、3市共同資源物処理施設整備実施計画案において約19億円と記載がされております。また組織市において、資源化の対応が違つていることから、同一条件で比較することは難しいというふうにはされております。また、運営費につきましては、実施計画の中で積算をしたところのおおむね約2億円から2億4,000万円と見込んであるというふうには答弁されております。また、小平

市では公設で処理し、東大和市ではペットボトルは公設であります、容リプラにつきましては委託で処理をしている。武蔵村山市では、委託で処理をしているということで、3市の運営費と委託費の合計を組合で試算をしたところ、約2億300万円と見込んでいるというふうな答弁をされております。特に現状、小平市では全て公設で処理していると。これを、じゃ実際に民間でということになると、実際にそれを処理しておりませんので、現状の状況からこのような答弁になったというふうには理解しております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ある程度の数字は出ているわけなんで、あとは簡単じゃないですか。小平のものを外、民間に出したときの試算を、これに単純に追加すれば、民間との比較が出ると思うんですよ。それを出していったら、果たしてどちらがコストがかからないのか。維持費でさえ、今現在2億4,000万円、新しく建てると2億4,000万円。現状、東大和市、武蔵村山市は民間、小平は自分のところでやってるということで、2億300万円ということで、今現在でもコストに関しては民間のほうが安いわけですよ。プラスこれに建設費を、先ほど言った19億円、20億円近くかかってくるわけですね。これ補助金も出るでしょうけども、ほとんど起債で行われるわけですね。将来、我々市民、皆さんもそうですけども、市民が負担しなきゃいけないものです。

それらのものに関して、やはりごみ処理だけではなくて、24日に行われた市長の施政方針演説の中でも、今後、社会保障費関係の増加や公共施設等の老朽化対策などにより、多額の財政負担が見込まれるというふうに発言されております。あらゆる施策で、これからは本当にきめ細かく費用対効果を考えるということは、これは行政の義務というふうに思います。これに関して、我々はそういうことをやっぱり基準に予算とか、そういうことに賛成、反対をしていかなきゃいけないと思うんですよ。かなり金額が大きいことですから、通常のところとはやっぱり違うわけですよ、市民の負担が大きくなる。その後には焼却炉の更新も含まれてるわけですね。これ200億近くかかるというふうに思いますけれども、そういったことも考えると、やはりこの費用対効果というものは、コスト比較というのは非常に重要なところだと思うんですよ。それをやっぱり早目に出していかなきゃいけなかったんじゃないですか。それをだから、もう今ここまでわかってるんですから、今の試算を出して協議会のほうで示していったら住民の方に、それでもやる、それでもやることによって何かメリットがあるのかとかということを示していく。そういうことを隠さないで、隠してるわけじゃないんですけども、出すのが非常に遅いわけですから、先にこういったものを出していけば、こんなに回数を重ねなくても済んだんじゃないかなというふうに思うわけですよ。そのあたりはいかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 先ほど3市の状況のコスト比較の点につきまして、組合で答弁された内容を準用させていただきます。当市におきまして、やはり逆にこれを置きかえたところ、これおおむね試算をさせていただきます。現在、組合が示しております3市共同資源物処理施設の実施計画案の中で、工事価格が約18億7,920万円、この辺の財源内訳としまして、国からの交付金が約5億5,116万円、起債が11億2,970万円というふうになっております。維持管理費につきましては、先ほどお話をさせていただきましたとおり、年間約2億円から2億4,000万円というふうに組合のほうから御回答されております。この内容をもとに、現在の小平・村山・大和衛生組合の負担割合を当てはめまして試算をいたしますと、年間約7,200万円から8,200万円程度になるというふうに見込んでおります。

当市の状況でございます。平成26年度の決算数値から容器包装プラスチックの委託料及び桜が丘にあります暫定施設の処理を行っておりますペットボトル、これペットボトルだけになります。——につきまして、消耗品や光熱費などはちょっと細かいところは含んでおりませんが、2品目処理の経費の合計が約6,700万円程

度というふうに試算をしております。この辺の状況から見てみますと、約7.5%から22%増になるかなというふうには見込んでおります。新たな施設におきましては、さまざまな環境対策を施した最新の施設であるというふうに考えておりますから、現在の施設に比べると一定の負担増は必要なものかなというふうに思っております。

当市においては、このようにおおむねの試算はしておりますが、小平市、武蔵村山市の状況となると、ちょっと私どもが何とも申し上げられませんが、先ほどお話をさせていただきました組合の答弁では、あのような形の数字が出てるという状況でございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 今の数字は非常にわかりやすいです。そういうデータが来ると、次にじゃ、こういうことはということで建設的な議論ができると思うんですね。これをやっぱり、4団体が構成してるわけですから、協議会は、そういった東大和市だけではなくて、4団体がきっちりとそれを示していく。それで、先ほど部長がおっしゃったように7.5%から20%ですかね、もうコストが上がるかもしれないけれども、こういう施設が建つんだから、それは合理的な理由があるということに議論を進めていけばいい話なので、それを今までやってこなかったわけですね。それを私は、今後この協議会において、そういった建設的な議論ができるために、そういった情報を早目に出していくということが必要だというふうに思っておりますので、そのあたりはよろしく願いをいたします。

前回の協議会で、ちょっと気になったのが、次回の協議会、3月12日ですよね。その協議会で、施設の根幹にかかわる質疑を打ち切る、締め切るという話が出てたんですけど、これ実際にそのとおりなんでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 2月の協議会の中で、現在の衛生組合が作成しております3市共同資源物処理施設の実施計画案にもありますとおり、スケジュールの中では3月のところが、根幹の部分では大体のタイムリミットがそこへ来るかなというふうにあります。その後、衛生組合のほうでは契約に向けてのさまざまな作業が入ってきますので、そういったところの中で市民の皆様の御意見を承れる部分は残ってるというふうなお話はされているというふうに理解をしております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) ということは、まだ議論の余地があるということによろしいんですね。

○環境部長(田口茂夫君) 根幹の部分がどこまでの範囲かというのは、ちょっとなかなか難しいところではございますけれども、やはり施設の今回の3市共同資源物処理施設の実施計画、これの中の要するに根幹の部分と言われているべきものに関しましても、当然メーカーからの提案が大きくなってくる部分もでございます。特に施設の高さとか、そういったところも含めてですね。極力、組合としては、高さについては低くしたいというふうなところを考えておりますし、我々としてもそれは望んでいるところでございます。しかしながら、適切な処理ができないことには、またそこにも大きな問題が生じてきますので、御意見として聞けるものは聞いていきたいというふうなスタンスでいることは、間違いのないというふうに考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) では、今度、質問をちょっと変えていきます。

今回建設する施設と同様な施設を視察して、建設の参考にするということでした。それに関して、寝屋川に行くということが決まっています。これ予定としては3月下旬というふうに聞いております。3月、もともと今回建てる施設と同様な施設を見たいというのは、参加住民の方の希望ですね。それによって住宅密集地、

桜が丘と同じような状況の中で同様の同規模、大体同規模の建物が建つてるところはどういうふうになっているのか、その周りの環境も含めて見てみたいということが、この始まりだったというふうに思います。

今回行く寝屋川に関して、施設協議会の中では、処理する品目とかそういったことを鑑みると一緒だといったことでしたけれども、住宅密集地に建てられてるとかって、また別な話だと思うんですけども、一つ聞きたいのは、3月下旬に視察に行って、その意見を反映させる。先ほど議論の余地があるんですねと言ったことは、これにつながるんですけども、それを見てきた上で議論の余地がなければ、これ全く3月の下旬に視察に行くのってかなり無駄じゃないですか。そういう点では、実際にそこに見に行っただけでも、やっぱりこれってちょっとこういったところがおかしいよねって、それが先ほど根幹って難しいって言いましたけども、それが4団体が考える根幹にかかわることであれば、それは幾ら視察の結果だとしても受け入れない、そういうことですかね。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 3月下旬に予定しております視察でございますが、当初、昨年を実施したかったところが正直なところでございます。ただ、予算等の関係がございまして、一番早く12月の実施だということがございまして、その後、地域委員の方の日程等の関係もございまして、最終的な調整のもと3月下旬という形に今現在なってる予定でございます。ここで実施計画の案をとるという形で、計画のほうをまとめていく形になるわけですが、実施計画ができた段階でメーカー提案を求めていくというところに、次の段階のステップとして移ります。ただ、今後、発注支援の関係で、具体的には発注仕様書、こちらのほうはこれから作成という段階になっておりますので、大枠のところのメーカー提案を受けるということに関しては、ここでという形になるわけですが、次年度に向けては具体的な仕様書という形の中で、これは地域住民の方と協議を行っていくという予定でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 仕様書、発注仕様書というのは、いつにまとめられる。今の予定でいいですけども、いつごろになりますか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 今現在は、小平・村山・大和衛生組合のほうで契約のほうはされているというふうには聞いておりますが、具体的に次年度のいつのタイミングまでという形のスケジュールは、ちょっと今こちらの手元にまではまだ来てないというところではございますが、ただ具体的な仕様書につきましては、やはり施設を具体的にどういった形でやっていくという中で、具体的な選別作業員の人員も、今は計画の中では何名から何名という形の幅を持った形になっておりますので、具体的な機器等の選定、そちらのほうもこの計画が高まった中でメーカー提案をいただいて、そことのすり合わせの中で地域住民の方と、仕様書に反映できるものについては反映させていくべきだと考えておりますので、次年度以降という形の中で、そこは進めたいと思っております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ということは、やっぱり地域住民の方と、そういったところを詰めていくというところだと、発注仕様書に関しては、これからつくるといことでしょうから、その情報というものが適切な時期に、適切な情報量が協議会の中で開示されるといったところでもよろしいですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 議員のおっしゃるとおり、適宜、適切な時期に情報を出していくというのはおっしゃるとおりでございますので、そのように努めていくのとあわせて、事業スケジュールの——計画でいきますとあくまでも発注仕様書については、ことしの夏ぐらいという形の中で予定をされております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) また細かいことで申しわけないんですけども、夏ぐらいに仕上げるということなんですか、それとも夏ぐらいに話し合っ、何回か話し合っということであれば、もう今から発注仕様書に関して話し合いが始まらないといけないのかなと思うんですけども、そのあたりいかがでしょう。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 現段階での予定ではなりますが、9月末までに作成を仕上げるという形を予定しております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) わかりました。

では、質問を変えていきます。先ほどの質問にちょっと戻ります。

今回、協議会の中で、桜が丘のような住宅密集地で同様の施設がどこにあるんだということで、それを選んだところが大阪ということだったわけじゃないですか。最初の話だと関東圏に幾つもあるよみたいな話だったんですけども、それが結局、大阪になったということは、やっぱり関東圏の範囲内では、住宅密集地に新たにこうやってつくられる廃プラ処理施設というのはなかったという認識でよろしいですか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 今の点でございますが、廃棄物処理施設につきましては、住宅が近接してるところに設置されてる例はあるわけですが、今回、私どもが計画をしております2品目、ペットボトルとプラスチックの2品目に限っての廃棄物処理施設で、かつ住宅が近傍にある、そういった施設がないという、そういった形になっておりまして、視察につきましても少しおくれたというところでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) そういうところが、初めて行われるところだということ、やっぱり住民の方が非常に不安に思っているところだというふうに思っております。そういう人たちが参加している、そういう協議会だということをごく念頭に置いて、情報開示の意向をきっちりとしていただきたい、質問に対してちゃんと答えるということをやっていただきたいというふうに思っております。

今お話がありました焼却施設であれば、住宅密集地にあるという話でしたね。それ前も協議会で出た話で、たしか国分寺の清掃センターが挙げられてました。確かに国分寺の清掃センターって、周りを住宅に囲まれます。ああ、そのようになつてふうに私も見て思ったんですけども、いろいろちょっと調べてみると、国分寺市環境部生活環境課の職員であった方が次のように述べられてまして、「国分寺市清掃センターの焼却炉が建ったのは昭和60年です。そのころセンターの周辺は森で、民家は全くありませんでした。ダイオキシンのダの字もまだ知られてない時代で、だんだん周りに家が建ち始め、すぐそばまで住宅のほうから近づいてしまいました。こんなに民家が接近してる焼却場も珍しいですね」というふうにおっしゃってました。現在は、確かに結果的に住宅地の中にあるというだけで、住宅密集地に建設する場合というのとは全く別ですよ。

今度、建てるものは関東圏にないって先ほど話したじゃないですか。なおかつ、住宅密集地にだったら今の状態である、焼却炉だつてあると言ったんだけど、その焼却炉でさえ、建てたときは周りに民家がなかったんですよ。ですから、周りに民家がある。今回のように住宅密集地に新たに建設するというのの難しさを象徴しているところじゃないですか。であるからこそ、周辺の住民の方が反対しているということを、やはりわかってほしいというふうに思うんです。もし、今後、協議会を進めていくときに、すごくスケジュールがあるから、時間がないからって言うんですけども、これも何度もこの場でも言ってますけども、それは周辺住民の人たちのせいでは全くないですよ。これやっぱり更新時期を見据えて、しっかりと計画をしてやってこなかった行政

の責任が大きいわけですよ。それを住民の方に押しつけるのは、やめていただきたいというふうに思います。

前回の協議会のところでも、何度も話しましたが、4団体の中から、これごみ処理ができなかったらどうなるんですかみたいなことを半ばキレぎみに言っていた方がいらっしゃいました。結局この施設がつかれないと、廃プラ施設がつかれないと、ごみ処理全体がとまる、それでどうするんですかみたいなことを言うわけですよ。それを言うことで、この協議会の人たちの理解が深まると思いますか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） スケジュール上、時間がないというのは言葉には出したことはございますが、ただそれはある意味、御理解をいただきたいという意味合いのもとで使った言葉でございますので、地域住民の方々に時間がないので我慢をしろというふうに、私ども使った記憶はないというところでございます。

それと、あと廃棄物処理を安定的に処理していくというところから考えますと、やはり安定した形で実施していくためには、やはり焼却量をより減らしていくというところも、今後の課題の中でございます。そういったことから、そこについても丁寧に説明をしていくこともモットーにしなければいけないわけですね。でないと、今の御質問のように、私どもはそういう意味合いで使ったわけではないんですが、そういうふうにとられかねないよというところのお言葉かなというふうに思っておりますので、今後につきましても丁寧に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○2 1番（床鍋義博君） 周辺住民の理解を進めるという意味では、そういう言葉遣い一つでも結構気を使わなきゃいけないところはあると思うんですよ。それで、今課長がおっしゃったように、一番大事なところって、一番最初、やっぱりごみ減量ですよ。ごみの減量を、東大和は頑張ってると思うんですよ。東大和市も頑張ってるし、市民も頑張ってると思うんですよ、ごみの減量のために。それ相応の負担をしながらやっている。そういったことが、やっぱりまず前提になければ、こういった施設に関して、はっきり言えば他の2市はやってないわけですよ。そこが先に、リユース、3Rと言われてますよね。その中で、一番最初にやらなきゃいけないのはごみの減量じゃないですか。そこの順番を間違えて、先にリサイクルということがおかしいよということを言ってるわけですよ。それ多分、理解されてると思うんですけども、そこのところというのをきちりとやることによって整合性がとれてくる。やはり何か先に建物をつくらなきゃいけない、つくるということが前提で話を持っていくので、すごく順番がずれているんですね。前も何回か話したんですけど、そのボタンのかけ違いということがあるのであれば、やはり原則に立ち返って本来あるべき姿に戻していく。これは前も何度も述べてますけれども、まずごみ減量から始める。ごみ減量から始めて、じゃ今の廃プラ施設どうするのかっていえば、今民間でやってることを活用しながら、リサイクルの状況を見ながら、リサイクルの状況っていろいろ変わってくるわけですよ、年度年度によって。最近でいくと和歌山だったり大津だったりするところが、これまでリサイクルだったのを今度燃やす、もちろん逆の場合もあります。そういうことでリサイクル、プラスチックの処理ってすごく難しいと思うんですよ。そういったことを、時代にすごく流される可能性があるものを、20年、30年、恒久化施設を今つくってしまうと、取り返しのつかないことになるんでないかなというところは私は危惧をしております。

現在、協議会の話に戻りますけれども、やはり参加住民の方は貴重な土曜日とか日曜日とかの時間、最近すごく延びるんで3時間半ぐらい使って出席をされております。それが、1月は3回ありました。皆さん、業務で来ているわけではなくて、そういったマンションの管理組合だったり自治会だったり、マンションの管理組合だと、自分のところの理事会も結構休みに行われたりするんで、月に2回か3回は必ずそれにとられてしま

うんですよ。そういったことを2年以上続けていくということをしながらか参加してるっていうこと。東大和市民にとっては特に、繰り返す述べますけれども、そういうごみ減量とか、そういうことにきっちり対応しながら、そういったところにも参加しているということを見ると、やはり協議会で理解を得られていく、そういうことは一番重要なところだと思うんですよ。そこはしっかりと引き続きお願いをしたいなというふうに思っていて、次の質問に移らせていただきます。

動物の飼育についてです。

動物の飼育については、何回か過去に質問させていただきました。先ほど御答弁にもありましたとおり、学校での動物飼育が非常に大変で、ひどい状況だったということを知りまして、例えば夏の暑い時期でも逃げ場のない飼育小屋に、毎日30度を超えるようなところでウサギが閉じ込められて、冬は逆に寒さ対策も全くとられてない、ふん尿の始末も全くされてない。それに見かねたボランティアの方が、みずからそういったことを買って出て、最後、自分で引き取ってもらったと。そういう経緯が、この東大和の動物飼育にはそういった過去の歴史があります。

結局、命の教育と称して安易に学校飼育というものを進めてきた過去があるわけですね。それが、飼育する動物に対する知識も全くないまま、適切に管理ができてない。それが、かえって動物虐待につながって、全く命の教育になってないなということを知りまして、その後、東大和市では外で動物を飼育されてないということでした。それはすごく安心するんですけども、学校というものは人事異動がありますよね。校長とかほかの教職員が市外から異動してきます。その中で、動物の飼育を前の学校でやってた延長で、もう安易に東大和市内でやってほしくないわけですよ、正直言うと。そういったことに関して、適切な指導と申しますか、そういった東大和ではこういう過去の例があって、それから動物飼育はできてないんだよ。もし、動物飼育が全くだめというわけじゃないんですよ。責任を持って、ちゃんと自分の家族のように接してあげられる状況であれば、その学校が責任を持ってやるということであれば別にいいんですけども、そうじゃない段階で、何か前の流れでやるもんだらうみたいな感じになっている場合に関して、東大和ではそういうことがありましたって説明とかというのをされることというのはあるんでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 今議員がおっしゃったように、動物を飼うこと自体がよくないというようなことではなくて、安易な飼育をしないというようなことが大切であるというふうに考えております。動物飼育については、安易に飼育をしないということや、それから生命尊重と、動物愛護というような精神、そういうことを教育することも大事ですので、それらのことをきちんと指導するというようなことと、あと今お話しいたしました安易に飼育をしないというようなところを、校長会等でもその観点をしっかりと伝えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） これは1回やっただけではあれなんで、やっぱりその都度、その都度、異動してくる先生もいらっしゃるんで、少なくとも年に1回はそういったことを話していただきたいなというふうに思います。

小中学校の動物飼育状況については以上です。

次に、ペット飼育、地域猫対策について。

ペットに対しては、これまで市に寄せられた苦情とか意見とか、そういったものというのはどういうものがあるでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 市に寄せられた猫についての苦情でございますけども、平成24年度は6件、平成25年度は3件、平成26年度は6件、また平成27年度も、これまでは3件ございます。そのいずれも、ほとんどが敷地の中の立ち入り、猫が庭の木に登って爪でひっかいてしまって困るとか、ふんをして困る、ごみをあさって困るといったような、その飼っている方のマナーに関する苦情のようなものが多く上がっております。

苦情を受けた対応としましては、猫が嫌いな木酢液や、そういったものを庭に置くような助言をしたり、または動物愛護センター、相談センターのほうを御紹介させていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ありがとうございます。

昨今、猫ブームでして、先ほど犬の巻き返しみたいな話がありましたけれども、ブームってすごく怖くて、一気に猫が飼われると、恐らく、言い方まずいのかもしれないんですけど、ブームに乗る人って飽きやすいので、その後、すごく大量に捨てられるんじゃないかなっていうことを実は危惧をしております。そういったことでいろいろ調べていくと、地域猫っていう活動がすごくされているということです。この地域猫という言葉というのは、もちろん御存じだと思うんですけども、今市が把握してる状況で、どういった活動かということをお教えいただけますでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 地域猫活動というのは、もともとは横浜のほうで始まったということで、野良猫、いわゆる野良猫がすみつくところで、地域の住民の方々がお互いの合意と認知の上で猫を地域で共同管理をしているというものでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） そうですね。環境省のガイドラインでは、「地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫。その地域にあった方法で、飼育管理者を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、フードやふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化などの地域ルールに基づいて適切に飼育管理し、これ以上数をふやさず、一代限りの生を全うさせる猫を指します。」とありますので、おおよそ御理解されてるのかなというふうに思っております。このガイドラインが出てから、他の自治体でも独自に飼い主のいない猫に対するガイドラインをつくって、地域猫活動を行っておりますが、東大和市での現状の取り組みはいかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 当市におきましては、まだそういうボランティア的な団体とか、地域の方々の中でのそういった活動というのは、大きくはまだなっていないというような状況でございます。個人の方の善意で猫、犬も含めてですけども、不妊等の補助事業を使っただいて、保護をしていただいて、そういったことで地域に戻すというふうなこともしていただいているようでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 先日、この問題を調べるに当たって、立川市で地域猫の活動をされている方、また東大和市内で個人で活動をされている方から直接お話を聞きました。それぞれボランティアで活動されておまして、立川市での取り組みのすごくよいところ、また東大和で行っていただきたいところをいろいろ聞いてまいりました。幾つかお尋ねしたいんですけども、立川市では猫の不妊去勢手術に対して、雄5,000円、雌1万円の助成があります。東大和市ではいかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 東大和市で行っております飼い犬及び飼い猫の不妊等手術補助金交付要綱における

助成額でございますけれども、猫の場合は避妊手術が1件当たり2,500円、去勢手術のほうが1,500円となっております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） やはり立川市とお隣なので比較するというと、市の規模も違いますけれども、やはり猫というのは地域またがってきますので、立川市の猫が来たり、立川市の猫という言い方もおかしいですけども、そのあたりの猫も来たりとかもして、やっぱり周辺の地域と一緒に解決していかなくちゃいけないかなと思うんですよ。もちろん東大和市は助成金、今少ないんですけども、立川市に比べるともともとやってないところが結構多数あるので、そういう点ではすごくそういうことに関して理解があるのかなと思います。通常、この不妊去勢手術費用というのは、自由診療のためすごく幅があって、大体おおよそ1万円から2万円が相場だそうです。しかし、この地域猫の活動に理解を示して5,000円ほどで手術を行っている、そういうお医者さんもあるそうなので、実際差額というのはボランティアの方が持ち出しになってしまいます。5,000円でやってくれるところが近隣にあれば、すごくいいなと思って聞くと、近隣にあるそうです。この場でどこというふうにはもちろん言えませんが、もちろん市からも言えないと思うんですけども、そういった情報をそういうボランティアの方たちは持っておりますので、そうすると5,000円ほどの補助があると、ボランティアの方の持ち出しがないのかなというふうに思っております。ぜひ、この補助金の増額などを検討していただきたいというふうに思っております。これは今即答できないと思いますので、要望にとどめさせていただきます。

確かに補助金をすぐ増額するって難しいと思います。ただ、地域猫というのは、ただの動物愛護ではなくて、その地域を、コミュニケーションを守るといいますか、コミュニティーを守るといいますかね、猫の好きな人も嫌いな人も、嫌いな人はやっぱり猫、たくさん来てほしくないわけですよ。そうすると、適切な管理がしないと野良猫がふえてごみをあさったりするわけですよ。そういったことも考えると、そういう重要性が認知されると、市でも補助金の増額の検討対象に上がってくるのかなって、そういう期待をしております。

そのつなぎと言っては何ですけども、公益財団法人どうぶつ基金では、さくらねこ無料不妊手術事業というものがあります。ちなみに、さくらねこというものは、不妊去勢手術を行ったネコの耳をV字にカットして、去勢不妊手術をしたものということを示す、そういったものだそうです。最初、聞いたとき、ちょっと少し残酷な感じはしたんですけども、獣医さんに聞いたところ、この不妊去勢手術をする際に、麻酔がかかっている状態で行うので猫への負担は少ないということでした。この事業を、これは御存じでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま議員のほうから、公益財団法人どうぶつ基金が行っているさくらねこ活動の御紹介がございましたが、当市におきましてもこの活動については把握をしております、担当のほうでこの基金を紹介して利用を勧めるようなことも、御相談の中では行わせていただいております。また、市内、当市にもこのさくらねこの活動に協力をしてくださってる、この助成金の制度や不妊の手術の事業なども、この基金の中で行って、無料のチケット等で行っているということでございます、市内にも協力病院が1件ございますので、そういったような御紹介などもさせていただいてるところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ありがとうございます。

実はよくホームページを見てみると、この事業には行政枠というものがあります。この行政枠は、普通の不妊去勢手術のほかにワクチンやノミよけの薬まで面倒を見てくれるようです。東京都では、青梅市がこれを取り入れておまして、取り入れてる団体がホームページに載ってるんですけど、言い方あれなんですけど、

今結構まだ多くないんですね。東京都で、そこ1市しかないです。ことしの予算は、28年度、1万頭の予算をとっているそうなので、行政枠があるのでしたらぜひ問い合わせ、これを使って、市民の方に紹介するのではなくて、行政枠のところでやれるんじゃないかなというふうに思うんですけども、これいかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） ホームページなどを拝見させていただきますと、今議員からお話あったような、青梅市とか、あと昭島市のほうでも取り組んでるようでございますが、まずはこのもととが、この地域猫活動が青梅市とか昭島市についても、ボランティアの活動で団体があって行われているようなところでございますので、行政枠というのがどんなふうなところで対象になるかということも、ちょっと私どももホームページ上だけでは確認ができませんので、そういったところはまたこちらのほうに問い合わせをさせていただいたりして、情報収集をしてみたいというふうに考えます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ぜひ、検討をしてほしいというふうに思います。

現在、東大和市で個人で活動されている方というのは、大変な苦勞をされているそうです。この地域猫の活動を知らないため、適切な餌やりをしても、猫に勝手に餌をやるから野良猫がふえるんだとか、そういう苦情を言われたり、例えば不妊手術をするために猫を捕獲しようとするときに、その猫を待ってる間、不審者扱いされて警察を呼ばれたりとか、ひどいときには自転車を押し倒されたりするということもあるそうです。これはひとえに地域猫活動が市民に認知されていないことが、大きな原因だというふうに思います。

実は私も、この地域猫活動というのは、本当最近、知ったんですね。そこで、提案なんですけれども、地域猫の勉強会やシンポジウムなどを開催する、それを市でやるということは、これは可能なんですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） なかなかその講師等を含めて、市のほうでそういったところをやるというのは、ちょっとまだ今のところ考えてはいないところでございますが、もう少し市のほうのホームページを充実させて、そういった御紹介とか、いろいろとリンクできるような形とかで、もう少しそういった動物愛護というところから、少し充実をさせていく必要はあるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 仮に市が主催で難しいようであれば、例えばボランティアの方が集まりを主催する、勉強会とかシンポジウムを開催するという際に、できれば講演をさせていただいたり、共催をすることで一緒に勉強会に参加するという、そういった方向でも私はすごくいいと思います。ぜひこういった、先ほど動物愛護の観点と言いましたが、これはもう動物愛護だけではなくて、先ほど地域コミュニティーを円滑にする、そういったことが結構この地域猫の活動には大きい目的もありますので、そういったところを取り入れてやってほしいなど。

先ほど環境省の話をしましたけれども、東京都でもガイドラインが出てますし、隣の立川市、練馬区でもガイドラインがあります。全部これ読んでみたんですけども、ほぼ共通に、ほぼマニュアル化されてあって、実際にそのとおりやると苦情が減ったという結果も出ているそうです。行政がかかわることでボランティアの方が動きやすくなると、それが一番大きいポイントだと思います。例えば事前にこの地域を、地域猫の活動を入れますと、適切な餌やりをします、ふん尿の処理しますということを自治会などに広報していくことで、先ほどのような無用のトラブルがなくなったり、市報で広報することによって、市民に地域猫活動が周知されたりといったことがあります。また、立川市などでは腕章やボランティア章みたいなのがあって、それをすること

とで、ああこの方はそういう地域猫の活動をされてる方だということが認知されて、本当に余計なトラブルがないそうです。それによって、声をかけてくれる、そういった方もいるようなので、広報とか腕章などボランティア章に関しては余り予算かからないと思いますので、ぜひそのあたりできるところから検討してほしいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 予算にかかわる部分については、ちょっと財政上の部分もございますので、なかなかすぐにお答えすることはできないんですけども、先ほど来、議員のほうからお話がありますけれども、やはり地域の問題として、公衆衛生というような部分でも検討していく必要があるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ガイドラインにも書かれておりますけれども、行政と地域住民とボランティアの三者それぞれの役割、それぞれが役割を分担して地域猫活動をする必要があると。現在では、東大和市では個々人で活動するボランティアの方がいらっしゃいますし、あと行政がやる気を出せば、地域猫活動のスタートになるのかなというふうに思いますので、ぜひ、例えば勉強会からでもよいので、この活動に対して検討してほしいなと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（関田正民君） 以上で、床鍋義博議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時48分 休憩

午後 3時57分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 中野志乃夫君

○議長（関田正民君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

[22番 中野志乃夫君 登壇]

○22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫です。通告に基づきまして、一般質問をいたします。

まず1点目は、障害者差別解消法に基づく対応についてということであります。

これは具体的には、2006年12月に障害者の権利条約が国連でつくられました。その後、いわゆる先進諸国と言われるほとんどの国は、早速それに基づいた法律を各国がつくってるわけでしたけども、日本はようやく2013年6月におくればせながらといいますか、障害者差別解消法をつくりました。そして実際の施行が、この4月から始まるという、実際大変国連での権利条約が策定されてから10年もたつ中で、ようやく始まろうとしておりますけども、この問題に関連して幾つかお伺いいたします。

まず、市庁舎及び関連施設において、対応策はどうなっているのか。

②として、指定管理者管理・運営施設、ハミングホールや市民体育館に関してはどうなのか。及び民間ですけれども、駅や病院、大型商業施設等、多くの人が集まる施設に関して、これはどう指導していくのか。この点に関してお伺いいたします。

2点目は、電力自由化に伴う検討についてであります。

基本的には、この4月からは家庭向けの小電力に関しての自由化ということでありますけれども、それにあわせてこの間、東大和市は東電だけじゃなくて、PPSを使って電力の自由化に対応してきておりました。ちょうどこの質問をして後から、その前に知ったわけじゃないんですけども、たまたま本市が現在お願いしている企業が、ちょっといろいろ営業しなくなると、多少破産に近い形でできなくなるということも新聞報道で明らかになりました。

それにあわせて、①として、どのような視点で今後検討していくのかという、ちょっと内容を、ちょっと今後というのをに入れてませんけども、どのような視点で検討しているかということで聞こうと思ってましたから、ちょっと既にそういう新たな事態が起きたので、市としてどのように対応していくのかをお聞きしたいと思います。

また、先ほどと同じように指定管理者の管理・運営施設、ハミングホール、市民体育館についてはどうしていくのか、あわせてお伺いしたいと思います。

以上です。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、障害者差別解消法に基づく対応についてであります。障害者差別解消法につきましては、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、共生社会の実現を目指すことを目的として平成28年4月より施行されます。法では、国や地方公共団体等及び民間事業者に対して、障害を理由とする不当な差別的取り扱いを禁止し、障害者への合理的配慮の提供を義務づけております。市では法の規定に基づき、市職員対応要領の作成を初め、相談及び紛争防止のための体制整備、啓発活動等に取り組むこととしております。

次に、指定管理者が管理運営する施設等への指導についてであります。障害者差別解消法では、国や地方公共団体等はそれぞれ職員対応要領を作成することとされていますが、民間事業者は各事業を所管する主務大臣が作成する分野ごとの対応指針を踏まえて、適切な対応をすることとされています。市の施設を管理運営する指定管理者、管理事業者や民間施設を管理する事業者は民間事業者に当たりますことから、原則として主務大臣が作成する対応指針を踏まえて、適切な対応をすることが求められています。

次に、電力自由化に伴う検討についてであります。電力事業制度改正によりまして、高圧50キロワット以上の利用者に対しましては、既に電力の小売の自由化が実施されており、市では平成24年度から市庁舎、小中学校、中央公民館ほか10施設の合計27施設につきまして、特定規模電気事業者から電気を購入しているところでもあります。平成28年4月1日からは、電力の小売の全面自由化が実施されることになり、50キロワット未満の低圧の利用をしております市の施設等につきましても、小売事業者から電気を購入することができるようになります。市としましては、多くの小売電気事業者が登録している中で、その事業者の特徴や多様な料金メニューにおける電気料金への影響などを考慮し、事業者の選定方法等について検討をする必要があると考えております。

次に、指定管理者管理・運営施設であるハミングホール及び市民体育館の対応についてであります。対象施設におきましては、ハミングホールは平成22年5月、市民体育館では平成23年7月より各指定管理者の提案により、特定規模電気事業者と電力契約を交わしております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○22番(中野志乃夫君) それでは、まず1点目の障害者差別解消法に基づく対応について伺います。

市庁舎及び関連施設において、対応策はどうなっているのかということに関しては、まず単純に、今本庁舎内に関しては、まず建築物としてのバリアフリー化は問題がないような説明も聞いておりますけれども、この辺はそういう認識でよろしいのか。つまり、言ってみれば本来なら障害者の方で、車椅子で自由に庁内、移動することが当然できなくてはおかしいという発想にもなるわけですから、その点は大丈夫なのかを確認させていただきます。

○総務部長(北田和雄君) 市庁舎につきましては、一応バリアフリーになっております。障害者の方から、特に要望とかそういうものも出ておりませんので、対応できてるというふうには理解しています。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) わかりました。

ちょっとそれに関連して、あわせてお聞きしたいのは、庁舎の中庭ですね、言ってみれば、あそこに点字ブロック等で以前から修繕が求められてる件もありました。今回、一応それは解消できるというふうには聞いておりますけど、それで大丈夫。つまり本庁舎以外のそういった施設に関しても、そのバリアフリーとあわせて点字ブロック等の問題も解消できると、今いろいろ工事やっておりますけども、これ耐震の工事でありまして、あわせてその辺も対応できるというふうには理解してよろしいのでしょうか。

○総務部長(北田和雄君) 庁舎の中庭の点字ブロックでございますけども、視覚障害の団体のほうと協議をしまして、できるだけ団体の御要望に沿うような形で、誘導等、今レイアウトを考えておりますので、中庭については対応できる状態であります。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) わかりました。まず、物理的な点で一応対応できてるということであれば、大変ありがたいとは思っております。

あわせて本庁舎以外の施設では問題ないのか、その辺はどうでしょう。

○市民生活課長(田村美砂君) 市庁舎以外の施設ということで、市民会館でございますけれども、市民会館も障害者の方の専用の駐車場が地下にございまして、あとは障害者用のトイレですとか、車椅子の方が通れるような形でスロープ、それから席のほうも御用意はさせていただいております。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 今指定管理の関係の施設のほうのことでの答えだったと思うんですけども、いわゆる、これは単に今現状がどうかということを確認だけさせていただきたいと思って質問させていただきますので、各公民館とか市民会館なども、基本的には現状では問題なく対応できてるというふうな理解でよろしいのかだけ確認させていただきます。

○社会教育部長(小俣 学君) 今お尋ねのありました市庁舎以外の建物ということで、公民館、図書館、博物館につきましては、現状では問題なく障害者の方も利用できる施設ということで考えてございます。

以上です。

○市民生活課長(田村美砂君) 市内の市民センターに関しましても、障害者の方が通れるような形でスロープですとかエレベーターなどで対応しております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。

それで、ちょっとこれは対応が難しいのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけども、まず施設的な、物理的なことでちょっとですけども、いわば教育の現場といいますか、教育施設というのは本来、ちょっとそういうことの対応はしてないとは思んですけども、今回の今現状はすぐそれはできてないと思うんですけども、この障害者差別解消法に基づく関連で教育現場というのは何かそのために対応する必要があるのかどうか、またそういう検討はされるのかどうか、ちょっとお聞きします。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 学校の施設の状況でございますけれども、新しく増築したとか、そういう校舎につきましては、構造的にも設備的にも対応ができておりますけれども、全般で見ますとエレベーターとかが設置されてるとか、そういうことの状況じゃないものですから、そういう面では十分な対応はできてない部分があります。ただ、これまでも体の不自由な、障害をお持ちの児童・生徒が入学するというような場合に、できる限りのスロープの設置ですとか、手洗いも高さを変更して肘で動かせるようにとか、そういう可能な、対応できるものはしてまいりました。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。

今まず物理的なことを伺わしていただきましたけれども、今回の法改正といいますか、法律の施行に基づいて、市の具体的な対応として、そういう物理的な問題以外での対応はどう検討されてるかお聞きします。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害者差別解消法に基づく市の取り組みについてでございますが、大きく4点ほどございます。

1つは、市の職員の対応要領の作成。2点目が、先ほど来、指摘のある環境の整備の部分で、引き続きバリアフリー法等の規定に基づいた対応をします。3点目が、相談及び紛争防止のための体制整備ということで、相談のための窓口を設けるといってございます。4点目が、啓発活動ということで、職員向けの研修やリーフレットの作成等を予定しております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 今4点挙げていただきましたけれども、それは具体的に、4月から具体的な形で実施に入れるような段階になっているのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 時期についてでございますが、4月の法施行に合わせて実施をしていくという予定で取り組みを進めております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） この法律の施行に合わせて、ちょっと今、新聞報道でも一部されて問題になっているのが、いわゆる協議会の設置なんですけども、これに関しては当市はどう対応する予定でしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 障害者差別解消支援協議会の設置ということでございますけれども、この役割として明記されているものでは、相談事例の共有とか分析、それから差別解消のための啓発などがございます。また、この法律の中では、差別解消のための市町村の権限や紛争解決のためのスキームが明確にはされていないということで、協議会の実効性というのがなかなかはっきりしないというような課題も出されているものでございます。そのため、私ども市といたしましては、想定される構成メンバー等、さまざまな機関なども、既存の既に市にございます地域自立支援協議会とか、それから虐待防止のネットワーク、これらの関係機関等と重複しておりますことから、当市の規模ではそういったものところで、その機能を既存の組織を活用するというよう

な形で、検討していきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 既存の組織の対応ということですけども、これはあれですか、確かに設置義務ではないから、全国の各自治体でもほとんどまだ協議会の設置が具体化されていないという報道もありました。だけれども、やはりまさに障害者の当事者自身の声を聞くのが前提だろうと。いろんな施策に当たって、当然そう思うわけですから、これは当然つくるべきものであるというふうに私は思うんですけども、これはどうなんですか。今の話ですと、それを協議会としてつくるのか、その別のものにかわってそういうふうにするのかという話ですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) 先ほども御答弁させていただきましたけれども、当市の規模では、関係機関等がさまざま既にある会議と重なっておりますので、いつも出てくださっているメンバーが、会議ごとにもほとんど同じような形になってしまいますので、それはやはり効率性といった意味とか、相手の方のいろんな御事情等も考慮していくということになりますと、この協議会の機能を既存の会議体の中に取り込んだりして行っていくほうが、よろしいのではないかとこのように考えているということでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 了解しました。つまり、了解したというのは、既存の自立支援協議会など、障害者団体がかかわっている。その人たちの声をきちんと取り入れていくという姿勢であれば、私としてはそれは了解できる話ではあるんですけども、ただそれを明確に、この差別解消法の施行にあわせたものとして位置づけるというね、やはりそういう意味づけは必要だろうと思うんですよ。確かに実際いろんな紛争とか何かというのも、そこで協議できるならそれで問題ないんですけども、それに当たっては具体化はどうされるんですか。もう具体的に自立支援協議会なり、そういったほかの各団体に明示して、これからそういう役割を担っていくということで、これからそういう関係団体に連絡して具体化していく予定でいらっしゃるのか、その辺はどうでしょう。決まったら教えてください。

○障害福祉課長(小川則之君) 障害者差別解消支援協議会についてですが、現在のところ、この協議会の役割というのが、非常に明確になってない部分もございますので、その辺についてこれから国や東京都からのさまざまな情報を収集しまして、その中で役割というのをもう少し明確化させた中で、自立支援協議会の中で扱うのがいいのかどうかも含めて、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) わかりました。

確かに新聞報道では、各省庁のいろいろガイドラインがまだ出されてなかったり、おくれてる面もあるというのは聞いていますから、まだ対応はできないといえばそうなのかもしれませんが、ぜひとも当事者の声をきちっと聞いた上で対応していただきたいと思うわけです。あわせてガイドラインが明確にされていないからちょっと具体的な提言も無理かもしれませんが、そういう駅とか大型の公共施設、言ってみればスーパーとか人が多く集まる場所に対しても、民間に関しては義務規定がないので、努力すべきという内容になっているんですけど、やはり行政の立場からしても、こういう施設に関しては、ぜひ段差を解消してほしいとか、いろいろ提言なり、いろいろ勧告といったらどうなんですかね、ちょっと言葉が強過ぎるのかわかりませんが、そういったことも考えられるかと思うんですけども、その辺の対応はどうお考えでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) 先ほど市長からの答弁の中にも触れさせていただいておりますけれども、民間の事

業者につきましては、主務大臣が事業者が適切に対応するために必要な対応指針を事業分野ごとに定めており、主務大臣が示す対応指針により、それぞれの事業者が対応していくということになります。そのため市としては、この法律に基づいて直接的に民間事業者を指導等していく権限というのは付与されておられません。そのため、そういった形で今議員のほうから勧告等というような、ちょっと強いようなお話もございましたけど、そういったところはできませんので、こういった障害者差別解消法が施行されますというような形での啓発活動というようなものはしていきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 発言の訂正をお願いしたいと存じます。

先ほど私の答弁の中で、「障害をお持ちの方」と発言をいたしました、「障害のある方」に訂正をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○2番（中野志乃夫君） 民間の施設に関して、啓発の形でというのは了解いたしました。ぜひ、やはり市内、そんな広い市域を持つてゐるわけじゃないし、障害者の皆さんたちも、ここでこういう不便があつてとか、いろいろ相談事も当然市には寄せられるはずですし、そのときの対応の仕方として何らかの、恐らくそういったことでの相談が寄せられると思います。そうしたときに関して、全くしないということではなくて、いろいろな検討はしていただきたい、そう思います。

とりあえず、この件に関してはこれで終わります。

次に、電力自由化に伴うPPSに関してちょっとお聞きしますけども、現状、当市、本庁舎で電力をお願いしている日本ロジテック協同組合が、ここで業務を停止するという点に関して、市の対応はどうされる予定でしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 庁舎の電力契約ですけども、単年度契約になってます。ですから、今結んでいる業者とは3月31日で契約は切れますので、来年度の提携する業者に向けて、今契約事務を進めてるということで、特にこの業者が、撤退をするという新聞報道はありましたけども、3月31日までは事業を続けるということもありますので、これについてのみ対応してるということとはございません。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） わかりました。

確かに契約、単年度とはいえ、ロジテックが、ここ現在、電気を供給してる形になってますから、きちっと当然契約ですから、今年度まではきちっとやってもらおうということで対応していただきたいのは、当然そう思います。

それで、ただもうすぐ4月きちゃうんですけども、そういうめどはついてるんでしょうか。それと、あわせて、基本的には料金ですね、東電に比べたら大分安くて、この間も経費的には随分安く電力が供給できてということがあったと思います。ちょっとあわせて、私の考えとすれば、東電さん、言ってみれば独占企業みたいなもので、今までそれに従わざるを得なかったのが、こういう電力の自由化によって、それ以外のものを使えるということで、一つ風穴があいてよかったと思ってます。あわせて、やはり原発の問題とか、いろんな意味合いを考えると、やはり自然エネルギーを使っているようなとか、そういった点もやはり考慮していただきたいという思いもありますけれども、市としてのPPSの選定に当たっての基本的な考えで、そういう認識はどう考えているのか、先ほど繰り返しますけど、ちょっと当面、すぐに違う業者を選定しなくちゃいけない局面

になってますので、その辺の動きはどうなっているのでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 来年度の契約の関係ですけれども、現在、PPSとの契約は3契約ございます。市庁舎、それから小中学校、それから中央公民館や市民センターの施設ということで、3つのグループに分けて契約をしているんですが、来年度4月以降の契約に向けて、ここで見積もり合わせをやりました。その結果なんですけれども、小中学校は落札業者がありました。ただ、ほかの施設、2グループについては落札業者がございません。理由としましては、PPSをやることで電力のメリットが出るのは、月ごとの電力使用量に変動の多い施設、この場合は非常にメリットが出ると。ただ、常時同じ量を使っている事業所の場合は、それほど大きなメリットが出ないということは当初から言われておりました。そういうこともあって、小中学校って夏休みとか長期休暇ありますので、ここは事業者、参入してきたんですが、庁舎とか市民センターなどの常時使っている施設については、市の予定価格に入らないとか、あるいは辞退という状態になっています。全ての業者に声をかけて入札を行ったわけじゃありません。まだ残ってる業者ありますので、残った業者で今再度、入札というか見積もり合わせですね、見積もり合わせの事務を進めてるところです。もしそこでも落札者が出なかった場合は、これはもう東京電力との契約というふうになってしまいます。

以上です。

○企画財政部参事（田代雄己君） 28年4月からの低圧部分の小売の自由化に伴う検討状況でございますけれども、例えば先ほどもお話ありました環境に配慮した電力というか、CO₂の排出量なども、現在のPPSの事業者を選定するときにも基準としてありますので、引き続きそういうところは配慮する必要があるかなとは思っているところでございます。また、一方で、今登録されてる事業者の方が数多くありまして、また料金メニューなども明確になってない部分ございますので、現在ではその情報収集をしつつ、東大和市としてどういうこの自由化に対応できるかというところを検討しているような状況でございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） わかりました。

PPS選定に当たって、そういった環境面も考慮してるということであれば、ぜひそのままそういう点も考慮しつつ、ですけれども検討して新しい事業者を選定してほしいと思います。

それで、ちなみにこの間、近々でいいんですけれども、本来、東電で使用してた場合と今までPPSを使っ

て、年間でどのぐらいの経費が浮いたっていいですかね、節減できたかと、その辺の数字は出るでしょうか。

○総務管財課長（中野哲也君） 東電との比較で、電気料の節減効果ということでございますが、本庁舎を一つ取り上げさせていただいて答弁させていただければと思います。

本庁舎の請求実績でございますPPSが、ミツウロコのほうの株式会社でやっておりますけれども、平成25年度で約140万、平成26年度で約160万、そういった節減効果が出ております。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） ありがとうございます。

やっぱり年間で160万、それだけすごい金額が違ってくるということですから、これあれですか、ちなみに当市の場合は、その契約のちょっと金額は合わなかったという先ほどもありましたけれども、やっぱり基準としてそのぐらいの差額ぐらいの設定で契約しようとして、それでちょっと折り合いがつかなかったという認識でよろしいんですか。

○総務部長（北田和雄君） 契約額を算定するに当たっては、前年の実績額を基準に考えますので、一応同額と

いうわけじゃございませんが、それに近いところで一応設定はさせていただきます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） ありがとうございます。

確かにせっかく電力自由化ですし——なって、言ってみれば今、いろいろ各議員が既に一般質問で言うように、当市にとっても財政が厳しい中でも、少しでも経費削減するためには、やはりこういったときには積極的により効率のいいところを選んでやるべきだと当然思います。ですから、その意味では、私は早々と当市が東電だけ頼るんじゃなくて、PPSもいろいろそういったほかの民間企業の電力を供給する形をとったのは大変よかったと思ってます。実際に既にそういう経費も削減できてきてるわけですから。

あわせて、たしかハミングホール、市民体育館なども、ほかのそういったところでやってるという形ですから、少なくとも東電に頼るというのではなくて、基本的にそういう民間の事業のほうの電力から供給することも、引き続き検討していただきたい。少なくとも費用的に効果があるところを選んでいただきたいと思います。

あわせてですけども、こういう電力自由化に伴って、先ほどいわゆる50キロワット以上のいわゆる大型の場合は、既にPPSという形ですけども、この4月以降に、それ以下の電力に関しては、もう自由化になるに当たって、これのほうも幾つか、うちの市の関係のところでは契約が必要になるような発言ですけども、その点のほうはもう具体的に話は、いわゆるPPS以外の電力に関しての話も進めていらっしゃるのでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 50キロ未満の小口の件ですけども、今現在、特に事業者から、こういう料金プランがありますからどうですかという売り込みというのは一切ないですね。と申しますのも、家庭用電力の自由化で、事業者が主にターゲット、市場として考えているのは家庭なんですね。それも、例えばガスですとか、あるいは通信ですかね、そういったものとのセット割で料金を下げていくという経営戦略、営業戦略を行っているようです。ですので、公共施設についてどういった料金プランがあるのかということも、今のところわかりませんし、また事業者自身が市場として、そういうところを意識しているのかどうか、それから実績がどうかというのもまだ見えてない状況です。ですので、現段階では情報を、どういった料金体系があるのかという情報を集めるのと、やはり実績をしばらく見ないことには、なかなかすぐ契約というのは難しい段階ではないかというふうには考えております。ですので、まだ調査の段階というふうに御説明したいと思います。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 確かに民間に関しては、各家庭にはいろいろ東電さんとかね、セット割だ何とかとかいろいろ来てたりしてます。ガス会社もいろいろ、ぜひそうしてくださいというのが来てますから、少なくとも極めて単純な言い方ですと、ガスなんか両方、当然使ってるわけですから、そうするとガスと一緒に電気、一緒に東京ガスさん中心のそういうところとかですね——のほうはより安ければ、現状よりですね。新しく新規で契約するのに安ければ、ぜひともそこも検討材料に入れるべきではないかと。つまり、民間なら、こういう自由化になると、より安いところで、当然安定性も必要ですから、きちっと調べた上で取りかかると思うんですけども、ぜひ行政の立場ですけども、やはりせっかく自由化になって、50キロ未満の電力に関してもいろいろ情報を集めて、より効率のいい選択をしてほしいと思います。

一応、以上のことを訴えて私の一般質問は終わりにさせていただきます。

○議長（関田正民君） 以上で、中野志乃夫君議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時33分 延会